

第4期

武豊町障がい福祉計画

「害」の字をひらがな表記することについて

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわざ」などの意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることも期待されます。このため、本計画書では、法令で定められた用語や団体名などの固有名詞を除き、ひらがなで表記しています。

もくじ

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1	4 計画の期間	6
(1) 障害者自立支援法の制定	1	5 計画の策定体制等	6
(2) 障害者自立支援法の改正	2	(1) 武豊町障がい福祉計画策定委員会、知多南部地域自立支援協議会、事業所訪問等	6
(3) 障害者総合支援法への改正	2	(2) アンケート調査	7
(4) 第4期計画の策定	3	6 障害保健福祉圏域	7
2 障害者総合支援法のサービス体系	4		
3 計画の性格と位置づけ	5		

第2章 計画の目標

1 計画の基本理念	9	2 サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	10
-----------	---	---------------------------	----

第3章 障がいのある人等の状況

1 障害者手帳所持者の状況	13	(3) 療育手帳所持者	14
(1) 障がいのある人（障害者手帳所持者）の推移	13	(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	15
(2) 身体障害者手帳所持者	14	2 障害支援区分認定の状況	15
		3 特別支援学校卒業見込みの状況	16

第4章 サービス利用の状況

1 障害福祉サービス	17	(5) 地域活動支援センター事業	31
(1) 訪問系サービス	17	(6) 訪問入浴サービス事業	31
(2) 日中活動系サービス	18	(7) 知的障害者職親委託事業	32
(3) 短期入所	24	(8) 日中一時支援事業	32
(4) 居住系サービス	25	(9) 生活サポート事業	33
(5) 相談支援	27	(10) 自動車運転免許取得・改造助成事業	33
		(11) その他のサービスについて	34
2 地域生活支援事業	28	3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について	35
(1) 相談支援事業	28	(1) 児童発達支援	35
(2) 意思疎通支援事業	29	(2) 放課後等デイサービス	35
(3) 日常生活用具給付等事業	29	(3) 障害児相談支援	36
(4) 移動支援事業	30		

第5章 サービスの見込量とサービス確保の方針

1 第4期計画の策定指針に示された数値目標の考え方	37	(5) 児童福祉法に基づく障がい児支援	53
2 第3期計画における地域移行や就労に関する数値目標と実績	38	5 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方針	55
(1) 施設入所者の地域生活への移行(身体障がい者、知的障がい者)	38	(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	56
(2) 就労支援	39	(2) 相談支援事業	56
3 第4期計画における地域移行や就労に関する数値目標	41	(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	57
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	41	(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	57
(2) 地域生活支援拠点等の整備	42	(5) 日常生活用具給付等事業	58
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	42	(6) 移動支援事業	59
4 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方針	44	(7) 地域活動支援センター事業	60
(1) 訪問系サービス	45	(8) 訪問入浴サービス事業	60
(2) 日中活動系サービス	47	(9) 知的障害者職親委託事業	61
(3) 居住系サービス	50	(10) 日中一時支援事業	61
(4) 相談支援	52	(11) 生活サポート事業	62
		(12) 自動車運転免許取得・改造助成	63
		(13) その他のサービス	63

第6章 計画の推進に向けて

1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進	65	3 計画の進行管理	65
2 関係機関等の連携(自立支援協議会の活用)	65		

資料

1 武豊町障がい福祉計画策定委員会	67	(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業	75
(1) 開催状況	67	(4) 教育・子育て支援(障がい児)	81
(2) 委員名簿	67	(5) 日中の過ごし方	84
2 アンケート調査結果の概要	68	(6) 就 労	87
(1) 回答者について	68	(7) アンケートに寄せられた自由意見	88
(2) これからの生活について	72		

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障害者自立支援法の制定

平成15年度から導入された支援費制度は、全国的には在宅サービスを中心にサービスの利用が拡大したものの、地域によってサービス供給体制が異なり、サービス利用の地域間格差が拡大していることや、障がい種別ごとにサービスが提供されており、施設・事業体系が分かりにくく使いにくい状況にありました。また、障がいのある人の地域生活への移行や、雇用施策と連携した就労支援といった新たな課題への対応が必要となりました。さらに、サービスの費用について安定的な財源が確保される仕組みになっていない問題もありました。

こうした制度上の課題を解決するとともに、障がいのある人が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、翌年4月に施行されました。

<障がい保健福祉改革のポイント>

- ①障がい福祉のサービスを一元化
- ②障がいのある人がもっと「働ける社会」に
- ③地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」
- ④公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- ⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

障害者自立支援法では、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行いながら財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していくため、市町村における「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

(2) 障害者自立支援法の改正

平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

＜障害者自立支援法改正のポイント＞

【利用者負担規定の見直し】

- ・現在、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。

【障がい者の範囲の見直し】

- ・発達障がいは精神障がいに含まれるものとして法律上に明記。
- ・高次脳機能障がいの対象となることについても通知等で明確化。

【相談支援体制】

- ・地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置できる。
- ・自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

【支給決定プロセスの見直し等】

- ・支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- ・サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

【地域における自立した生活のための支援の充実】

- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設。
- ・重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化（同行援護の創設）。

【障がい児支援の強化】

- ・児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることとなる。

(3) 障害者総合支援法への改正

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、平成25年度からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

<障害者総合支援法による改正のポイント>

- ① 法律名の改正
「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正した。
- ② 障がい者の範囲の拡大
「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病患者等を加えた。
- ③ 障害支援区分の創設
「障害程度区分」については、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めた。
- ④ 重度訪問介護の対象者の拡大
重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障がいのある人及び精神障がいのある人を加えた。
- ⑤ ケアホームのグループホームへの一元化
- ⑥ 地域移行支援の対象拡大
地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障がいのある人も対象とされた。
- ⑦ 地域生活支援事業への追加
地域生活支援事業に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等を追加した。

(4) 第4期計画の策定

武豊町では、平成12年3月に障害者基本法に基く「武豊町障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」を計画の基本理念として掲げ、障がい者に関する諸施策の展開に努めてきました。

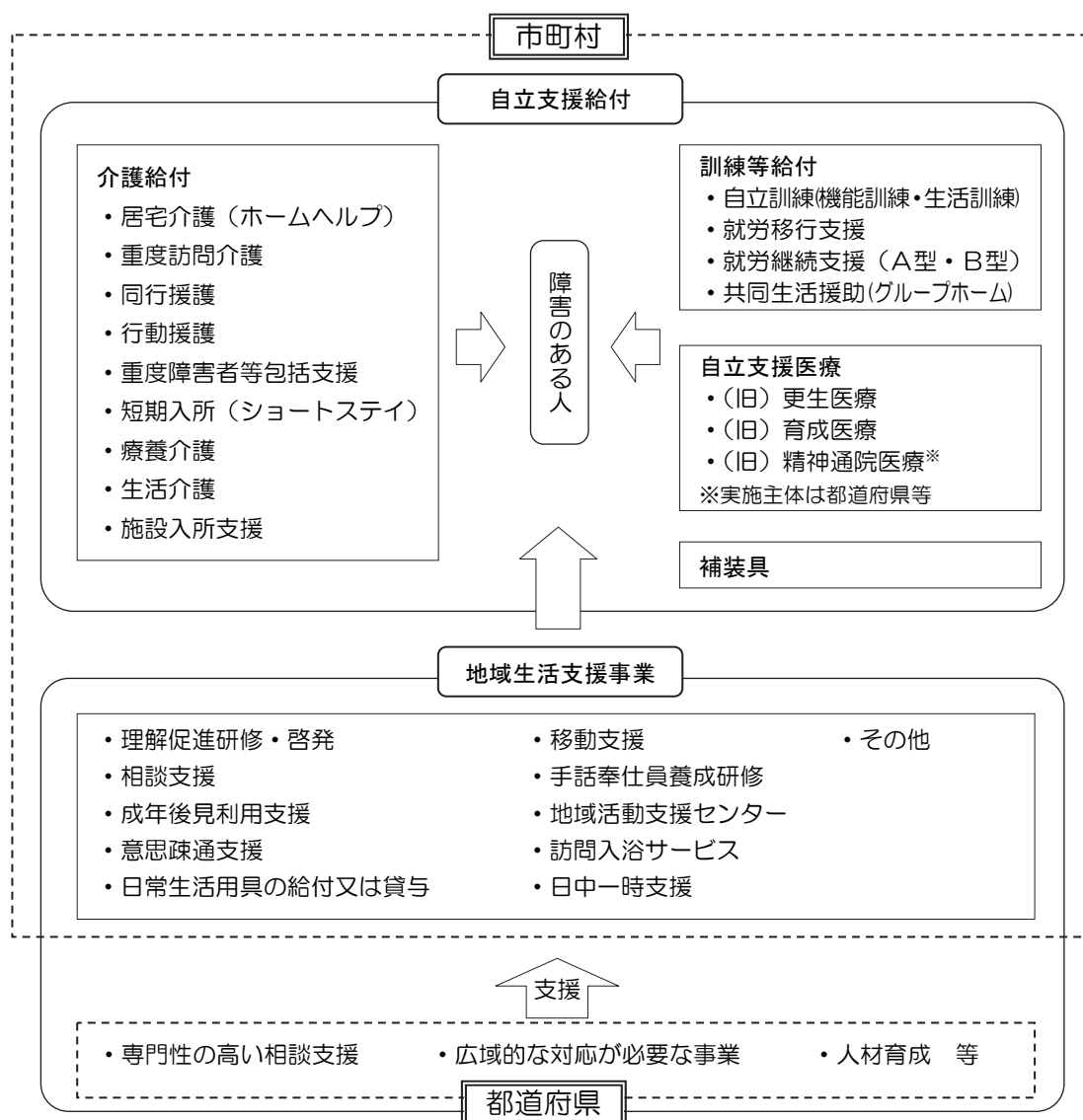
平成18年度には、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスを確保するため、数値目標、サービスの見込量及びその確保方策を定める「武豊町障がい福祉計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）」を、平成20年度には「第2期武豊町障がい福祉計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）」、平成23年度には「第3期武豊町障がい福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）」を策定しました。

今回、第3期計画の実績、障がい者のニーズ等を踏まえて、平成27年度～平成29年度を計画期間とする「第4期武豊町障がい福祉計画」を策定しました。

2 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記 13 サービスの総称です。

障害者総合支援法のサービス体系



3 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画です。

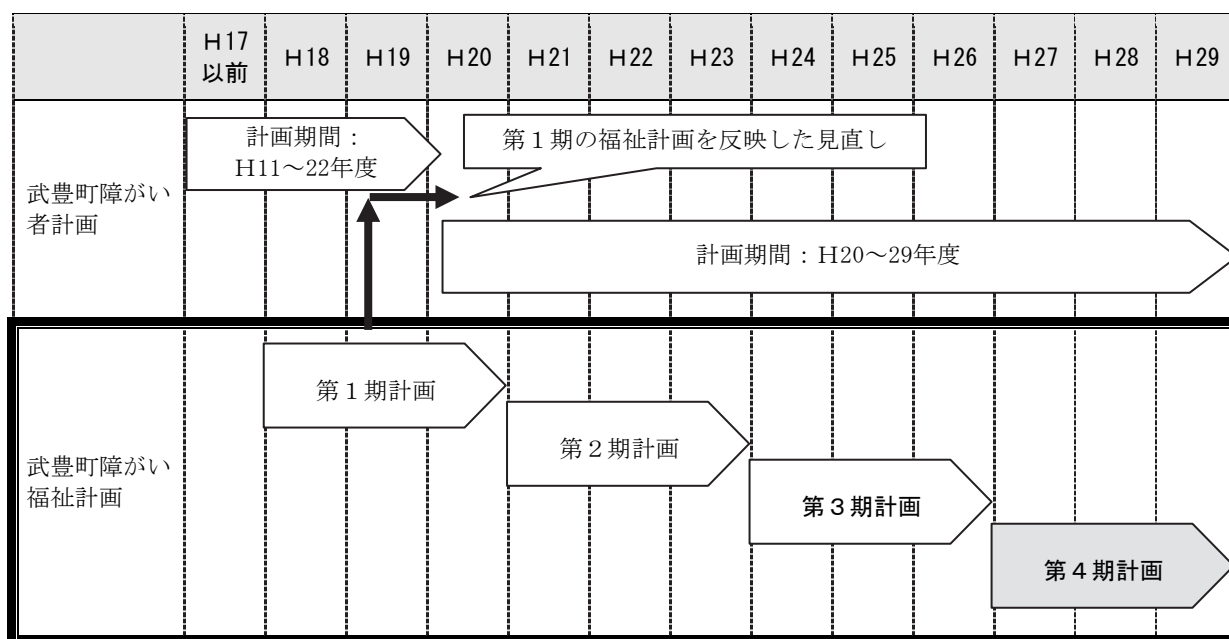
また、本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定した「武豊町障がい者計画」のうち障害福祉サービスの分野に係る実施計画です。

障がい福祉計画と障がい者計画との関係

項目	障がい福祉計画	障がい者計画
名称	武豊町障がい福祉計画	武豊町障がい者計画
根拠法令	障害者総合支援法(第88条第1項)	障害者基本法(第11条第3項)
性格	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画(基本計画的)
計画期間	3年 第1期 平成18年度～20年度 第2期 平成21年度～23年度 第3期 平成24年度～26年度 第4期 平成27年度～29年度	10年 平成20年度～29年度
内容	〔総論〕 ○計画の性格、期間等 ○基本理念等 〔各論〕 ○障害福祉サービスの見込みとサービスの確保の方針 ○地域生活支援事業に関する見込みとサービスの確保の方針	〔総論〕 ○計画の性格、期間等 ○基本理念、基本目標等 〔各論〕 ○障がい者の推計 ○施策の体系 ○施策の推進 生活支援／保健・医療／教育・育成／雇用・就業／スポーツ・文化／啓発・広報／ボランティア／生活環境
備考	策定義務(平成18年度～)	策定義務(平成19年度～) [平成18年以前は努力規定]

4 計画の期間

本計画（第4期）は、平成27年度から平成29年度を計画期間とします。



5 計画の策定体制等

(1) 武豊町障がい福祉計画策定委員会、知多南部地域自立支援協議会、事業所訪問等

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や地域の代表者、福祉関係者などで構成する「武豊町地域福祉推進協議会」に「障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

また、知多南部地域自立支援協議会では、専門部会や武豊町部会で現状や課題等を整理し、計画への提案を取りまとめました。これらについては策定委員会へ報告し、検討の資料としました。

さらに、サービスの提供状況等の現状を把握するため、町内の事業所を訪問するなどして、聴取り調査を行いました。

(2) アンケート調査

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人、及び障害福祉サービスなどを利用されている人を対象として、現在の生活状況やこれからの生活、サービスの利用や改善点などをお聴きし、計画策定のための基礎資料とすることを目的に行いました。なお、調査は、18歳以上の人用と18歳未満の児童用の2種類を用いて行いました。

回収結果

	配布数	回収数	有効回答数
障害のある人（18歳以上）	1,814	897（49.4%）	891（49.1%）
障害のある児童（18歳未満）	130	68（52.3%）	68（52.3%）

6 障害保健福祉圏域

愛知県は11の障害保健福祉圏域が設定されており、本町は、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡の5市5町で構成する知多半島圏域に属しています。

第2章 計画の目標

1 計画の基本理念

「武豊町障がい者計画」に掲げる「1. ノーマライゼーション※¹ 思想の深化」、「2. リハビリテーション※² 理念の推進」、「3. 心のバリアフリー社会・共生社会づくり」、「4. 生きがい実感できる幸せ社会づくり」、「5. 『共助・互助』の精神に基づいた協働社会づくり」の5つの理念を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成し、諸施策を推進します。

1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン※³ の理念の下、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として障害福祉サービス提供の基盤整備を進めます。

2 町を基本とする仕組みとサービス対象者拡大への対応

障害福祉サービスに関し、地域でサービスを利用できるよう、町を実施主体の基本とするとともに、難病患者等を含めた対象者へのサービスの充実と周知を図ります。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

- ※1：「ノーマライゼーション」とは、1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人となない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常（ノーマル）なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含みます。
- ※2：「リハビリテーション」とは、障がいのある人の全人間的復権を理念として、その能力を最大限に発揮させ、自立能力向上をめざす専門的技術であるとともに、障がいのある人の自立と参加をめざすとの考え方。
- ※3：「ソーシャル・インクルージョン」とは、ノーマライゼーション理念の発展型と位置づけられる概念で、障がいのある人もそうでない人も、高齢者も子どももあらゆる人が必要な支援を受けながら地域社会に包み込まれて暮らすという考え方。

2 サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念を踏まえ、次の点に配慮して数値目標を設定し、町、事業者及びその他の関係者が協働でサービスの提供ができるよう努めます。

★1 必要な訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実に努め、必要なサービスの確保を図ります。

また、圏域の関係機関と協働しながら計画的に障害福祉サービスの基盤整備に努めます。

★2 地域生活への移行の一層の促進（日中活動サービスの確保）

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）の確保に努めます。

★3 地域生活への移行の一層の促進（グループホーム、地域生活支援拠点等の整備）

施設入所・入院から地域生活への移行の一層の促進を図るため、地域における住まいの場としてのグループホームの充実に努めるとともに、障がい児・者の地域生活支援の推進のための機能を圏域内の複数の機関で担う仕組み（面的な体制）の整備を図ります。

★4 一般就労への移行支援の強化

障がいのある人が住み慣れた地域で、それぞれの能力や意欲に応じて生きがいを持って働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を推進するとともに、福祉労働の関係機関との連携・協力の下、一般就労への移行支援の強化に努めます。

★5 相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の相談に応じ、障害福祉サービスの利用に対する助言、支援等を行う相談支援体制の充実に努めます。

また、サービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持します。

★6 地域生活支援事業の推進

障がいのある人の地域生活に必要なサービスの多様なニーズに対応するため、国で定めた障害福祉サービスのほかに、相談支援事業を始めとした意思疎通支援事業、移動支援事業などの地域生活支援事業を推進します。

★7 障がい児支援の提供体制の確保

教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。

第3章 障がいのある人等の状況

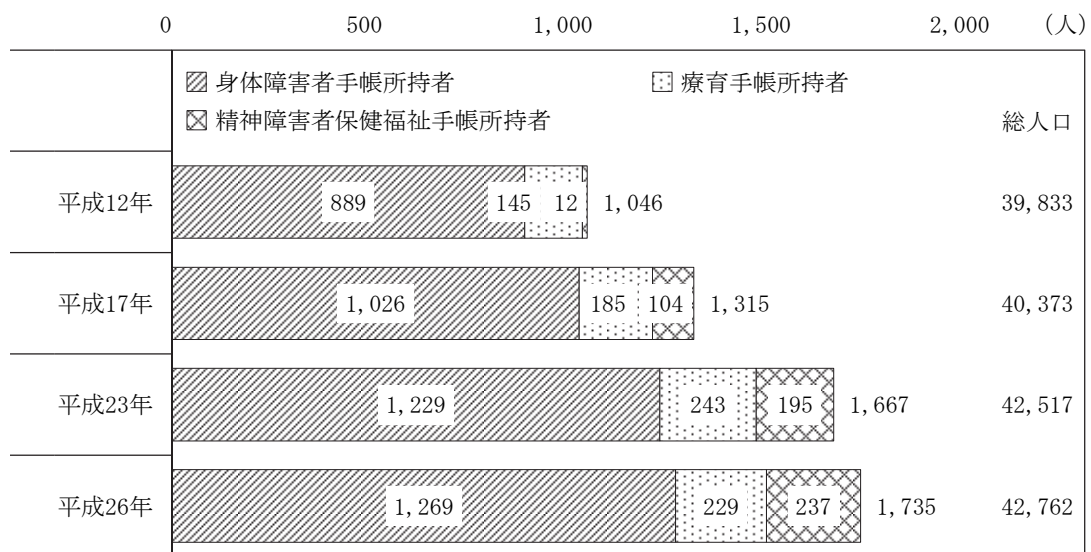
1 障害者手帳所持者の状況

(1) 障がいのある人（障害者手帳所持者）の推移

平成26年4月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は1,735人となっています。平成23年以降についてみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にありますが、療育手帳所持者はやや減少しています。町の総人口に占める障害者手帳所持者の割合は約4%となっています（複数の手帳を所持している人があります）（図表3-1）。

年齢別にみると、65歳以上が過半数を占めています（図表3-2）。

図表3-1 障害者手帳所持者の推移



(注) 各年4月1日現在

図表3-2 年齢別にみた障害者手帳所持者

単位：人、(%)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	合計
合計	1,269 (73.1)	229 (13.2)	237 (13.7)	1,735 (100)
18歳未満	31	72	6	109 (6.3)
18～39歳	74	115	74	263 (15.2)
40～64歳	317	38	112	467 (26.9)
65歳以上	847	4	45	896 (51.6)

(注) 平成26年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を障害等級別にみると、1・2級の重度が612人（48.2%）、3・4級の中度が539人（42.5%）、5・6級の軽度が118人（9.3%）となっています。障がいの種類別では、肢体不自由が723人と過半数を占めています。1級の割合が高い障がいは内部障がいです。

図表3-3 障害等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人、（%）

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	29	3	119	275	426 (33.6)
2級	16	19	148	3	186 (14.6)
3級	9	15	184	71	279 (22.0)
4級	1	23	177	59	260 (20.5)
5級	7	1	64	0	72 (5.7)
6級	3	12	31	0	46 (3.6)
計	65 (5.1)	73 (5.8)	723 (57.0)	408 (32.1)	1,269 (100)
<参考> 平成23年	69 (5.6)	71 (5.8)	673 (54.8)	416 (33.8)	1,229 (100)

(注) 平成26年4月1日現在

(3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者は、性別では男性が多く、年齢別では18～39歳が最も多くなっています。障がいの程度別では、C判定が多くなっています。

図表3-4 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：人、（%）

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A判定	15	10	23	18	7	7	0	0	45	35	80(34.9)
B判定	13	5	17	14	4	7	0	2	34	28	62(27.1)
C判定	17	12	25	18	10	3	0	2	52	35	87(38.0)
合計	45	27	65	50	21	17	0	4	131	98	229(100)
	72(31.4)		115(50.2)		38(16.6)		4(1.8)		229(100)		
<参考> 平成23年	86(35.4)		117(48.1)		32(13.2)		8(3.3)		243(100)		

(注) 平成26年4月1日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、性別では男性が多く、年齢別では40～64歳が最も多く全体の47.3%を占めています。障がい等級別にみると、中度の2級が162人、68.4%を占めています。

図表3-5 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 単位：人、(%)

区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合 計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1 級	0	0	3	2	10	3	4	6	17	11	28(11.8)
2 級	5	0	32	20	38	38	11	18	86	76	162(68.4)
3 級	1	0	9	8	16	7	3	3	29	18	47(19.8)
合 計	6	0	44	30	64	48	18	27	132	105	237(100)
	6(2.5)		74(31.2)		112(47.3)		45(19.0)		237(100)		
<参考> 平成23年	3(1.5)		62(31.8)		93(47.7)		37(19.0)		195(100)		

(注) 平成26年4月1日現在

2 障害支援区分認定の状況

障害支援区分認定は、障害福祉サービス利用の際に必要な障がいのある人の心身の状態を明らかにするものです。平成26年4月現在、143人が認定を受けており、うち知的障がいのある人が91人（重複含む）みえます。障害支援区分別にみると、区分2・3が30人台と多く、両者で約半数を占めています。

図表3-6 障害支援区分認定結果 単位：人

障害支援区分	身 体	知 的	精 神	計 (重複含む)	再 掲			計 再掲(重複)除く
					身体・知的	知的・精神	身体・精神	
区分6	7	14	1	22	3	0	1	18
区分5	10	11	1	22	3	0	1	18
区分4	10	15	0	25	3	0	0	22
区分3	9	25	6	40	3	1	1	35
区分2	8	21	12	41	3	1	0	37
区分1	1	5	8	14	0	1	0	13
合 計	45	91	28	164	15	3	3	143
<参考> 平成23年	42	81	32	155	18	3	1	133

(注) 平成26年4月1日現在

3 特別支援学校卒業見込みの状況

平成26年5月現在、28人の生徒が特別支援学校高等部等に在籍しており、本計画期間中に卒業が見込まれます。卒後は個々の進路によりますが、障害福祉サービスの利用も考えられます。

図表3-7 特別支援学校高等部の卒業生の見込み

学 校 名	高等部1年 平成28年度卒業	高等部2年 平成27年度卒業	高等部3年 平成26年度卒業	合 計
半田特別支援学校	6	7	7	20
桃花校舎	1	0	0	1
ひいらぎ特別支援学校	2	1	0	3
春日井高等特別支援学校	1	3	0	4
合 計	10	11	7	28

資料：愛知県調べ（平成26年5月1日現在）

第4章 サービス利用の状況

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

平成24～26年度における訪問系サービスの利用は図表4-1のとおりです。平成25年度の利用者数は80人で計画を2人上回っています。延べ利用時間は1,485時間で実績が計画を139時間上回っています。

サービス別にみると、居宅介護の利用者数はほぼ計画どおりですが、延べ利用時間は62時間実績が計画を上回っています。行動援護の利用者数は計画を2人上回る程度ですが、延べ利用時間は計画の約2倍になっており、1人1か月当たりの利用時間が多くなっています。同行援護は1人、2時間を見込んでいましたが、利用実績はありません。重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、サービス利用の見込、実績ともにありません。

図表4-1 訪問系サービスの計画と実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
訪問系サービス	計画	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間)	75 1,294	78 1,346	81 1,399
	実績	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間)	80.6 1,419.3	79.9 1,485.1	75.5 1,224.4
居宅介護	計画	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間)	61 1,215	64 1,264	66 1,314
	実績	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間) 事業所数 (か所)	65.3 1,286.0 13	65.2 1,326.2 11	62.2 1,081.6 13
行動援護	計画	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間)	13 77	13 80	14 83
	実績	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間) 事業所数 (か所)	15.3 133.3 2	14.7 158.9 2	13.3 142.8 2
同行援護	計画	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間)	1 2	1 2	1 2
	実績	利用者数 (人) 延べ利用時間 (時間) 事業所数 (か所)	0 0 0	0 0 0	0 0 0

(注) 平成26年度は見込み

障害支援区分別にみると、居宅介護の利用者は区分2と3がやや多く、延べ利用時間では区分5が460時間と多くなっています。1人平均の利用時間は区分5が50時間を超えています。行動援護の利用は区分6が4人、区分5、区分なしが3人ずつ、区分3、区分4が1人ずつとなっています（図表4-2）。

図表4-2 訪問系サービスの利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅介護	支給決定者数（人）	18	8	19	20	12	13	11	101
	利用実人数（人）	4	5	10	9	7	8	4	47
	1人平均利用時間（時間）	7.4	7.8	6.7	20.5	24.3	57.5	44.8	24.0
	延べ利用時間（時間）	29.5	39	66.5	184.8	170	460	179	1,128.8
行動援護	支給決定者数（人）	7	0	0	1	1	6	4	19
	利用実人数（人）	3	0	0	1	1	3	4	12
	1人平均利用時間（時間）	6.3	0	0	40	5	14	11.1	12.5
	延べ利用時間（時間）	19	0	0	40	5	42	44.5	150.5

（注）平成26年4月利用分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

平成25年度の利用者数は63人、延べ利用日数は1,197日となっており、計画をやや下回っています（図表4-3）。

平成26年4月利用分について障害支援区分別にみると、生活介護の利用者は区分3が最も多くなっていますが、区分4～6も14～15人の利用があります。1か月当たりの1人平均利用日数は約20日です（図表4-4）。

図表4-3 生活介護の計画と実績

（1か月当たり）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
生活介護	計画	利用者数（人） 延べ利用日数（人日）	62 1,162	68 1,257	73 1,360
	実績	利用者数（人） 延べ利用日数（人日） 事業所数（か所）	62.6 1,188.1 16	63.0 1,196.5 19	66.9 1,257.7 18

（注）平成26年度は見込み

図表4-4 生活介護の利用状況

区 分		区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
生活介護	支給決定者数（人）	2	21	16	16	16	71
	利用実人数（人）	2	20	14	14	15	65
	1人平均利用日数（日）	21.5	18.1	21.3	19.3	20.1	19.6
	延べ利用日数（日）	43	362	298	270	301	1,274

（注）平成26年4月利用分

図表 4-5 生活介護の事業所

区分	事業所名	所在地	定員(人)	町の利用者数(人)
生活介護	多賀授産所	武豊町	20	20
	ひるじろう	武豊町	10	12
	武豊福寿園デイサービスセンター	武豊町	(35)	1
	みはま福祉会 セルフ・アゼーリア	美浜町	39	6
	愛厚半田の里	半田市	140	7
	HNひまわり	半田市	20	1
	ダブルエッチジャー メビウス	半田市	40	3
	ハートフルセンター半田「育」-はぐみ-	半田市	40	2
	むそう アートスクウェア	半田市	20	2
	むそう なちゅふいーど	半田市	20	4
	愛光園 ひかりのさと のぞみの家	東浦町	50	1
	知的障害者通更生施設 愛光園	東浦町	36	1
	ペガサス	刈谷市	50	1
	泰山寮	みよし市	50	1
	愛厚はなのき寮	稲沢市	100	1
	加古川市立生活支援センター	加古川市	65	1
愛知県心身障害者コロニーはるひ台学園	春日井市	50	1	
合 計				65

(注) 平成26年4月利用分

② 自立訓練（機能訓練）

計画では平成25年度の利用を見込んでいみせんでしたが、1か月平均0.2人、延べ利用日数3日の実績となっています（図表4-6）。

平成26年4月利用分について障害支援区分別にみると、利用があるのは区分6の1人です（図表4-7）。

図表 4-6 自立訓練（機能訓練）の計画と実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（機能訓練）計画	利用者数（人）	0	0	0
	延べ利用日数（人日）	0	0	0
実績	利用者数（人）	0	0.2	1
	延べ利用日数（人日）	0	3.0	20.3
	事業所数（か所）	0	1	1

(注) 平成26年度は見込み

図表 4-7 自立訓練（機能訓練）の利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
機能訓練	支給決定者数（人）	0	0	0	0	0	0	1	1
	利用実人数（人）	0	0	0	0	0	0	1	1
	1人平均利用日数（日）	0	0	0	0	0	0	21	21
	延べ利用日数（人日）	0	0	0	0	0	0	21	21

(注) 平成26年4月利用分

図表 4-8 自立訓練（機能訓練）の事業所

区分	事業所名	所在地	定員(人)	町の利用者数(人)
機能訓練	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局伊東重度障害者センター	静岡県伊東市	70	1

(注) 平成26年4月利用分

③ 自立訓練（生活訓練）

計画では平成25年度の利用を見込んでいませんでしたが、年間で延べ2日間のみ利用がありました（図表4-9）。

平成26年4月利用分について障害支援区分別にみると、支給決定は1人ありますが利用はありませんでした（図表4-10）。

図表 4-9 自立訓練（生活訓練）の計画と実績

(1か月当たり)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（生活訓練）計画	利用者数（人）	0	0	0
	延べ利用日数（人日）	0	0	0
実績	利用者数（人）	0	0.2	0
	延べ利用日数（人日）	0	0.2	0
	事業所数（か所）	0	1	0

(注) 平成26年度は見込み

図表 4-10 自立訓練（生活訓練）の利用状況

区分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
生活訓練	支給決定者数（人）	1	0	0	0	0	0	0	1
	利用実人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
	1人平均利用日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数（人日）	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 平成26年4月利用分

図表 4-11 自立訓練（生活訓練）の事業所

区分	事業所名	所在地	定員(人)	町の利用者数(人)
生活訓練	レインボーハウス	常滑市	6	1

(注) 平成25年6月利用分

④ 就労移行支援

平成25年度の利用者数は5人、延べ利用日数は92日となっており、計画を上回っています（図表4-12）。

平成26年4月利用分についてみると、就労移行支援の利用者は5人で、1か月当たりの1人平均利用日数は約21日です（図表4-13）。

図表4-12 就労移行支援の計画と実績

（1か月当たり）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
就労移行支援	計画	利用者数（人） 延べ利用日数（人日）	2 45	3 55	3 59
	実績	利用者数（人） 延べ利用日数（人日） 事業所数（か所）	2.3 47.3 5	4.8 92.4 7	4.9 89.3 5

（注）平成26年度は見込み

図表4-13 就労移行支援の利用状況

区 分		人数、日数
就労移行支援	支給決定者数（人）	5
	利用実人数（人）	5
	1人平均利用日数（日）	20.8
	延べ利用日数（人日）	104

（注）平成26年4月利用分

図表4-14 就労移行支援の事業所

区 分	事業所名	所在地	定員（人）	町の利用者数（人）
就労移行支援	メビコラボ	阿久比町	20	2
	オアシス2	半田市	8	1
	ご縁	名古屋市熱田区	20	1
	就労移行支援事業所テリオス	名古屋市中区	20	1
合 計				5

（注）平成26年4月利用分

⑤ 就労継続支援（A型）

平成25年度の利用者数は5人、延べ利用日数は79日と前年から大幅に増加し、計画を4人、59日上回りました（図表4-15）。

近隣市町に事業所が増え、ハローワークからのあっせんなどにより利用が増加したと推測されます。

平成26年4月利用分についてみると、就労継続支援（A型）の利用者は6人で、1か月当たりの1人平均利用日数は約19日です（図表4-16）。

図表4-15 就労継続支援（A型）の計画と実績 （1か月当たり）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（A型） 計画	利用者数（人）	1	1	1
	延べ利用日数（人日）	20	20	20
実績	利用者数（人）	0.3	4.8	5.6
	延べ利用日数（人日）	5.8	78.7	99.2
	事業所数（か所）	2	5	5

（注）平成26年度は見込み

図表4-16 就労継続支援（A型）の利用状況

区 分		人数、日数
就労継続支援A型	支給決定者数（人）	8
	利用実人数（人）	6
	1人平均利用日数（日）	18.7
	延べ利用日数（人日）	112

（注）平成26年4月利用分

図表4-17 就労継続支援（A型）の事業所

区 分	事業所名	所在地	定員（人）	町の利用者数（人）
就労継続支援A型	きずな	半田市	15	1
	T's Pro	半田市	13	2
	サンほっとハート株式会社	高浜市	20	1
	さくら会	安城市	10	1
	ろーたす	愛西市	10	1
合 計				6

（注）平成26年4月利用分

⑥ 就労継続支援（B型）

平成25年度の利用者数は36人、延べ利用日数は593日となっており、ほぼ計画どおりです（図表4-18）。

平成26年4月利用分についてみると、就労継続支援（B型）利用者は37人で、1か月当たりの1人平均利用日数は約16日です（図表4-19）。

図表 4-18 就労継続支援（B型）の計画と実績

（1か月当たり）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（B型）計画	利用者数（人）	31	35	39
	延べ利用日数（人日）	502	557	623
実績	利用者数（人）	33.9	36.3	38.8
	延べ利用日数（人日）	543.9	592.9	619.3
	事業所数（か所）	11	12	12

（注）平成26年度は見込み

図表 4-19 就労継続支援（B型）の利用状況

区 分		人数、日数
就 労 継 続 支 援 B 型	支給決定者数（人）	43
	利用実人数（人）	37
	1人平均利用日数（日）	15.9
	延べ利用日数（人日）	589

（注）平成26年4月利用分

図表 4-20 就労継続支援（B型）の事業所

区 分	事業所名	所在地	定員(人)	町の利用者数(人)
就労継続 支援B型	多賀授産所	武豊町	10	7
	わっぱ知多共働事業所	武豊町	20	7
	ひるじろう	武豊町	10	7
	就労センターオアシス	半田市	20	6
	オアシス2	半田市	12	4
	きずな	半田市	23	1
	ジョブコラボ半田	半田市	20	1
	愛厚半田の里	半田市	20	1
	くすの樹	東浦町	20	1
	ひかりのさとファーム	東浦町	22	2
合 計				37

（注）平成26年4月利用分

⑦ 療養介護

療養介護の利用実績はありません。

(3) 短期入所（ショートステイ）

平成25年度の利用者数は13人、延べ利用日数は75日となっており、やや計画を下回っています（図表4-21）。

障害支援区分別にみると、平成26年4月現在の利用者は11人で、区分3以上の人が利用しています（図表4-22）。

図表4-21 短期入所（ショートステイ）の計画と実績

（1か月当たり）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	計画	利用者数（人）	15	16
		延べ利用日数（人日）	79	83
	実績	利用者数（人）	13.0	13.2
		延べ利用日数（人日）	69.8	75.0
		事業所数（か所）	9	11

（注）平成26年度は見込み

図表4-22 短期入所（ショートステイ）の利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
短期入所	支給決定者数（人）	8	0	5	14	11	11	10	59
	利用実人数（人）	0	0	0	2	5	2	2	11
	1人平均利用日数（日）	0	0	0	5.5	6.8	13.0	4.5	7.3
	延べ利用日数（人日）	0	0	0	11	34	26	9	80

（注）平成26年4月利用分

図表4-23 短期入所（ショートステイ）サービスの事業所

区 分	事業所名	所在地	町の利用者数(人)
短期入所	武豊福寿園ショートステイセンター	武豊町	1
	みはま福祉 つつじの家	美浜町	3
	愛光園 ひかりのさと のぞみの家	東浦町	2
	相和福祉会 パスビ・98	阿久比町	1
	瑞光の里	半田市	1
	ダブルエッチジャー メビウス	半田市	1
	愛厚半田の里	半田市	1
	障害者支援施設ピカリコ	西尾市	1
	合 計		

（注）平成26年4月利用分

(4) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

平成25年度の利用者数は19人となっており、計画を5人上回っています（図表4-24）。

障害支援区分別にみると、平成26年4月現在の利用者は18人で、区分3が6人と最も多くなっています（図表4-25）。

図表4-24 共同生活援助（グループホーム）の計画と実績

（1か月当たり）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	計画	12	14	15
	実績	17.2	19.4	17.8

（注）平成26年度は見込み

図表4-25 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

区 分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
共同生活援助	支給決定者数（人）	2	4	6	2	3	2	19
	利用実人数（人）	2	3	6	2	3	2	18

（注）平成26年4月利用分

図表4-26 共同生活援助（グループホーム）の事業所

区 分	事業所名	所在地	定員(人)	町の利用者数(人)
共同生活援助（グループホーム）	みはま福祉会 ケアホーム花水木	美浜町	7	1
	あっとほーむ「さくら」	南知多町	7	2
	むそう ローズベイヒルズ	知多市	8	1
	愛光園グループホーム・ケアホームセンター	東浦町	24	2
	愛光園地域居住サポートセンター	東浦町	49	1
	相和福祉会 ZZZ	東浦町	13	1
	ケアホーム あしび	大府市	20	1
	むそう hanabitaikai	半田市	5	2
	なかよしホーム①	半田市	4	1
	やまぼうしの郷 ダイナ	半田市	6	1
	愛厚半田の里ケアホーム	半田市	5	1
	むそう セブンハウス	半田市	3	1
	キラキラハウス	高浜市	40	1
ZEN	名古屋市中川区	20	1	
グループホーム夕風	春日井市	8	1	
合 計				18

（注）平成26年4月利用分

② 施設入所支援

平成25年度の利用者数は14人となっており、計画を3人上回っています（図表4-27）。

障害支援区分別にみると、区分4と区分6が5人と最も多くなっています。（図表4-28）

図表4-27 施設入所支援の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	計画	11	11	10
	実績	13.0	13.8	14.2

（注）平成26年度は見込み

図表4-28 施設入所支援の利用状況

区 分		区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
施設入所支援	支給決定者数（人）	1	3	5	1	5	15
	利用実人数（人）	1	3	5	1	5	15

（注）平成26年4月利用分

図表4-29 施設入所支援の事業所

区 分	事業所名	所在地	定員（人）	町の利用者数（人）
施設入所支援	愛光園 ひかりのさと のぞみの家	東浦町	40	1
	愛厚半田の里	半田市	140	7
	泰山寮	みよし市	50	1
	ペガサス	刈谷市	50	1
	愛厚はなのき寮	稲沢市	100	1
	あしたの丘	名古屋市天白区	60	1
	愛知県心身障害者コロニーはるひ台学園	春日井市	50	1
	加古川市立生活支援センター	兵庫県加古川市	40	1
	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局伊東重度障害者センター	静岡県伊東市	70	1
	合 計			

（注）平成26年4月利用分

(5) 相談支援

平成25年度の計画相談支援は1か月当たり15人となっており、計画を8人下回っています。町内では、平成26年度から武豊社協障がい相談支援センターにおいて新たに計画相談支援を開始しました。

図表4-30 相談支援の計画と実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
計画相談支援	計画	利用者数 (人)	11	23	37
	実績	利用者数 (人)	5.5	15.0	25.9
地域移行支援	計画	利用者数 (人)	1	1	1
	実績	利用者数 (人)	0	0	0
地域定着支援	計画	利用者数 (人)	3	3	5
	実績	利用者数 (人)	0	0	0

(注) 平成26年度は見込み

図表4-31 相談支援の事業所

区 分	事業所名	所在地
計画相談支援	ゆめじろう相談支援事業所 知多南部障害者地域生活支援センター わっぱる 武豊社協障がい相談支援センター (武豊町社会福祉協議会)	武豊町 武豊町 武豊町

(注) 武豊町内の指定事業所

2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業については、平成18年10月から南知多町、美浜町と共同し、「知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）」に委託して実施しています。計画相談が本格化したこと等により、全体として相談件数が増加しています。

自立支援協議会は、南知多町、美浜町と共同して知多南部地域自立支援協議会を設置しています。

課題別の専門部会において広域的な課題を協議するとともに、平成24年度からは各町部会を開始し、各町独自の課題も協議しています。

図表 4-32 相談支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所	計画	か所	1	1	1
	実績		1	1	1
相談件数	計画	件/年	5,827	6,383	6,990

(注) 平成26年度は見込み

図表 4-33 相談支援事業の実施状況

区 分	事 業 所	備 考
障がい者相談支援事業	知多南部相談支援センター (ゆめじろう・わっぱる)	武豊町、南知多町、美浜町3町の共同設置
自立支援協議会	知多南部地域自立支援協議会	武豊町、南知多町、美浜町3町の共同設置
成年後見制度利用支援事業※	知多地域成年後見センター	知多半島5市5町の委託

※成年後見制度利用支援事業については、平成24年度から地域生活支援事業の必須事業に位置付けられました

(2) 意思疎通支援事業

平成25年度における意思疎通支援事業の利用は、手話通訳者派遣は7人、要約筆記者派遣は9人となっており、いずれも計画を上回りました。

講座の参加者は、手話通訳入門講座は5人、要約筆記基礎講座は4人で、いずれも計画を大きく下回っています。

図表4-34 意思疎通支援事業の計画と実績

(年間)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
意思疎通支援事業					
計 画	手話通訳者派遣	件数 (件)	4	4	5
	要約筆記者派遣	件数 (件)	3	3	4
	手話通訳入門講座	受講者数 (人)	13	13	14
	要約筆記基礎講座	受講者数 (人)	15	16	16
実 績	手話通訳者派遣	件数 (件)	5	7	16
	要約筆記者派遣	件数 (件)	7	9	10
	手話通訳入門講座	受講者数 (人)	5	5	12
	要約筆記基礎講座	受講者数 (人)	12	4	

(注) 平成26年度は見込み/要約筆記基礎講座は隔年開催のため、平成26年度は実施していない。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具については、ストマ用装具や紙おむつの排泄管理支援用具の利用が多く、実績が計画を上回っています。

図表4-35 日常生活用具給付等事業の計画と実績

(年間)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
日常生活用具給付等事業					
計 画	介護・訓練支援用具	件数 (件)	2	2	2
	自立生活支援用具	件数 (件)	5	6	6
	在宅療養等支援用具	件数 (件)	9	9	9
	情報・意志疎通支援用具	件数 (件)	0	0	0
	排泄管理支援用具	件数 (件)	349	363	378
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数 (件)	3	3	4
実 績	介護・訓練支援用具	件数 (件)	4	0	4
	自立生活支援用具	件数 (件)	8	8	4
	在宅療養等支援用具	件数 (件)	8	8	6
	情報・意志疎通支援用具	件数 (件)	6	4	7
	排泄管理支援用具	件数 (件)	394	444	530
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数 (件)	5	4	7

(注) 平成26年度は見込み

図表4-36 日常生活用具の給付・貸与実績（図表4-35の内訳）

単位：件

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護・訓練支援用具	特殊マット	0	0	1
	特殊寝台	3	0	2
	体位変換器	1	0	0
	移動用リフト	0	0	1
②自立生活支援用具	頭部保護帽	1	4	0
	歩行補助つえ	1	1	0
	入浴補助用具	5	2	3
	移動・移乗支援用具	1	1	1
③在宅療養等支援用具	透析液加温器	1	1	1
	ネブライザー	2	1	1
	電気式たん吸引器	5	6	4
④情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1	1	2
	携帯用会話補助装置	0	0	2
	視覚障がい者用拡大読書器	1	0	2
	盲人用時計	2	0	0
	情報・通信支援用具	1	1	1
	聴覚障害者用通信装置	0	1	0
	人工喉頭	1	1	0
⑤排せつ管理支援用具	ストマ用装具	331	386	475
	紙おむつ	63	58	55
⑥住宅改修費		5	4	7
合 計		425	468	558
計画給付件数		368	383	399

（注）平成26年度は見込み

（4）移動支援事業

平成25年度の利用は63人と前年度より11人増加し、利用時間数も500時間を超え大幅な増加となっています。このため、平成24年度はほぼ計画どおりでしたが、平成25年度は人数、時間ともに計画を上回りました。

事業所におけるヘルパーの確保が進み、サービスが利用しやすくなったことによると推測されます。

図表4-37 移動支援事業の計画と実績

（1か月当たり）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	計画			
	実施箇所数（か所）	11	11	11
	利用人数（人）	54	56	58
	延べ利用時間（時間）	383	398	414
実績	実施箇所数（か所）	12	13	13
	利用人数（人）	52.0	62.7	65.4
	延べ利用時間（時間）	369.0	501.2	530.1

（注）平成26年度は見込み

(5) 地域活動支援センター事業

平成25年度におけるフリースペース事業の1か月当たりの利用者は30人、延べ利用日数は231日です。利用者数は計画をやや下回っていますが、延べ利用日数はほぼ計画どおりとなっています。

図表4-38 フリースペース事業の計画と実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
フリースペース事業	計画			
	実施箇所数(か所)	1	1	1
	利用者数(人)	34	35	36
	延べ利用日数(人日)	220	228	237
実績	実施箇所数(か所)	1	1	1
	利用者数(人)	27.8	30.2	27.4
	延べ利用日数(人日)	201.5	230.9	220.9

(注) 平成26年度は見込み

図表4-39 地域活動支援センターの主な事業所

事業所名	所在地	備考
地域活動支援センターひろばわっぱる	武豊町	フリースペース事業

(6) 訪問入浴サービス事業

平成25年度の訪問入浴サービスの利用は、1か月当たりの利用者数は1人、延べ利用回数は4回です。

図表4-40 訪問入浴サービス事業の実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス	実績			
	利用者数(人)	0.8	1.0	0.1
	延べ利用日数(人日)	3.6	4.3	0.4

(注) 平成26年度は見込み

(7) 知的障害者職親委託事業

知的障害者職親委託事業における職親登録及び利用者については、第3期計画期間中平成25年度に1人の利用がありました。

図表4-41 知的障害者職親委託事業の計画と実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者職親委託	計画	実施箇所数 (か所) 1 利用人数 (人) 1	1 1	1 1
	実績	0 0	1 0.2	0 0

(注) 平成26年度は見込み

(8) 日中一時支援事業

日中ショートステイの平成25年度の1か月当たりの利用者数は2人、延べ利用日数は2日となっており、減少傾向にあります。

日中デイサービスの平成25年度の1か月当たりの利用者数は9人、延べ利用日数は64日です。利用者数、延べ利用日数はいずれも計画をわずかに上回っています。

図表4-42 日中一時支援事業の計画と実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援				
日中ショートステイ	計画	実施箇所数 (か所) 5 利用者数 (人) 5 延べ利用日数 (人日) 16	5 5 17	5 5 17
	実績	1 3.0 6.5	2 1.5 2.2	2 1.5 2.4
	計画	実施箇所数 (か所) 6 利用者数 (人) 8 延べ利用日数 (人日) 54	6 8 56	6 8 58
実績	6 7.4 63.5	4 8.5 64.3	4 6.6 43.0	

(注) 平成26年度は見込み

図表 4-43 日中一時支援の事業所

区 分	事業所名	所在地	町の利用者数(人)
日中一時 支援	マックス おあしす	武豊町	2
	チャレンジド	美浜町	1
	むそう あっと	半田市	2
	つみき福祉工房	半田市	1
	ダブルエッチジャーひまわり	半田市	2
	相和福祉会 パスピ・98	阿久比町	1
合 計			9

(注) 平成26年4月利用分

(9) 生活サポート事業

第3期計画期間中は、月あたり1人、2～3時間程度の利用がありました。

図表 4-44 生活サポート事業の計画と実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活サポート	計画	実施箇所数 (か所)	3	3
		利用者数 (人)	2	2
		延べ利用時間数 (時間)	3	3
	実績	実施箇所数 (か所)	1	1
		利用者数 (人)	1.0	0.9
		延べ利用時間数 (時間)	1.6	2.6

(注) 平成26年度は見込み

(10) 自動車運転免許取得・改造助成事業

平成24年度に自動車改造費助成の利用が1人ありました。

図表 4-45 自動車運転免許取得・改造助成事業の利用実績

(年間)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	利用者数 (人)	0	0	0
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者数 (人)	1	0	0

(注) 平成26年度は見込み

(11) その他のサービスについて

その他、町が任意で実施している事業の実績は次のとおりです。

図表 4-46 その他のサービスの利用実績

(年間)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者（児）通園通所交通費助成事業	利用者数（人）	56	58	60
障害者タクシー料金助成事業	利用者数（人）	132	134	150
障害者バス運賃助成事業	利用者数（人）	12	12	7

(注) 平成26年度は見込み

3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について

(1) 児童発達支援

平成25年度の児童発達支援の利用は、利用者15人、利用日数は210日となっており、ほぼ計画どおりです（図表4-47）。

図表4-47 児童発達支援の計画と実績 (1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
児童発達支援	計画	利用者数 (人) 延べ利用日数 (人日)	13 227	13 236	14 245
	実績	利用者数 (人) 延べ利用日数 (人日)	13.5 207.3	14.7 209.6	16.8 251.8

(注) 平成26年度は見込み

図表4-48 児童発達支援の事業所

区 分	事業所名	所在地	定員 (人)	町の利用者数 (人)
児童発達支援	武豊町立あおぞら園 P a k a P a k a	武豊町	17	15
		武豊町	10	1
合計				16

(注) 平成26年4月利用分

(2) 放課後等デイサービス

平成25年度の放課後等デイサービスの利用は、利用者65人、利用日数は375日となっており、利用者数で38人、利用日数で234日、実績が計画を上回っています。平成25年度に大幅な増加となったのは、町内に新たに2か所の事業所が開設されたことによるものです。

なお、平成26年度にも1か所の事業所の開設があり、さらに利用が増加しています（図表4-49）。

図表4-49 放課後等デイサービスの計画と実績 (1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
放課後等デイサービス	計画	利用者数 (人) 延べ利用日数 (人日)	26 135	27 141	28 146
	実績	利用者数 (人) 延べ利用日数 (人日)	39.1 199.6	65.0 375.3	83.5 477.8

(注) 平成26年度は見込み

図表 4-50 放課後等デイサービスの事業所

区 分	事業所名	所在地	定員 (人)	町の利用者数 (人)
放課後等デイサービス	こじろう	武豊町	10	32
	P a k a P a k a	武豊町	10	8
	びいーぼ	武豊町	10	22
	ちやれっこくらぶ	美浜町	10	3
	放課後等デイサービス ドーナツM a M a	半田市	10	2
	ぐりーん	半田市	6	3
	メビウス	半田市	10	5
	重症心身障がい児デイサービスセンターひなた	半田市	5	1
合計				76

(注) 平成26年4月利用分

(3) 障害児相談支援

サービス等利用計画で、セルフプランを選択される人もあり、平成25年度の利用は1か月当たり2.3人となっています。

図表 4-51 障害児相談支援の実績

(1か月当たり)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害児相談支援	利用者数 (人)	1.4	2.3	8.6

(注) 平成26年度は見込み

図表 4-52 障害児相談支援の事業所

区 分	事業所名	所在地
障害児相談支援	ゆめじろう相談支援事業所	武豊町
	知多南部障害者地域生活支援センター わっぱる	武豊町
	武豊社協障がい相談支援センター (武豊町社会福祉協議会)	武豊町

(注) 武豊町内の指定事業所

第5章 サービスの見込量とサービス確保の方針

1 第4期計画の策定指針に示された数値目標の考え方

障がいのある人の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

なお、この目標数値は、国の基本指針を参考としたうえで、実績の数値と特別支援学校からの卒業生数等の諸条件を考慮し、設定します。

基本指針に示されている第4期計画の数値目標は次のとおりです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することとともに、平成25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを基本とする。

第3期障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

2 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

3 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業の利用者は、平成25年度末の6割以上増加することをめざす。

③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざす。

2 第3期計画における地域移行や就労に関する数値目標と実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行（身体障がい者、知的障がい者）

【現状と課題】

障がいのある人の入所施設から地域生活への移行については、第1期計画策定後に3人が福祉施設を退所し、地域でグループホームを利用しながら生活を送っています。

地域移行を進めるためには、施設の協力が必要であるとともに、不足するグループホーム等の住まいの場を確保することが課題となっています。

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行状況

単位：人

区 分	施設退所者数	退所後の状況（移行先）		
		グループホーム	特別養護老人ホーム	死 亡
平成18年度	1	1	0	0
平成19年度	3	2	1	0
平成20年度	1	0	0	1
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	1	0	0	1
平成23年度	1	0	0	1
平成24年度	0	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0
合 計	7	3	1	3

資料：愛知県調べ

図表5-2 施設入所者数（平成26年度末見込み）

区 分	数 値			備 考
	身 体	知 的	合 計	
施設入所者数	1人	13人	14人	平成26年度末時点の利用者数（見込み）

図表 5-3 数値目標 施設入所者の地域生活への移行

(実績は見込み)

区 分		数 値			考 え 方
		身 体	知 的	合 計	
平成17年10月1日時点の入所者数		5人	15人	20人	第1期計画策定時点の入所者数
削減数	目標値	4人(80%)	6人(40%)	10人(50%)	
	実績	4人(80%)	2人(13%)	6人(30%)	
地域生活移行者数	目標値	1人(20%)	5人(33%)	6人(30%)	
	実績	0人(0%)	3人(20%)	3人(15%)	

■国の基本指針

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

(2) 就労支援

【現状と課題】

福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるには、一般就労に向けた技能習得訓練や生活訓練の確保の他、就職後の職場生活への定着を図るための日常生活や社会生活における総合的な支援が必要となります。

また、個々の障がいを理解し、その特性に合わせた「働く環境」が必要であり、企業側の理解促進も重要です。

就労移行支援及び就労継続支援A型の利用は、目標を上回っていますが、第1期計画策定以降に福祉施設を退所し一般就労へ移行した実績については、把握できる限りでは、平成19年度に1人、平成25年度に1人の計2人です（愛知県調べ）。

図表 5-4 数値目標 福祉施設から一般就労への移行

項 目		数 値	考 え 方
平成17年度の一般就労移行者数		1人	第1期計画時点において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	目標値 実績	1人 未把握	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-5 就労移行支援事業の利用者数の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援事業の利用者数	4人	4人	6人	5人

注) 各年度末時点、平成26年度は見込み

図表 5-6 **数値目標** 就労移行支援事業の利用者数

(実績は見込み)

項 目	数 値	考 え 方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	目標値 実績 116 人 116 人	○平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目標値 実績 3 人 (2.6%) 5 人 (4.3%)	○平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

■国の基本指針

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-7 就労継続支援（A・B型）事業の利用者数の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（A型）事業の利用者数	0人	2人	5人	5人
就労継続支援（B型）事業の利用者数	31人	37人	34人	39人

注) 各年度末時点、平成26年度は見込み

図表 5-8 **数値目標** 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

(実績は見込み)

項 目	数 値	考 え 方
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者 (a)	目標値 実績 1 人 5 人	○平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	目標値 実績 39 人 39 人	○平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者 (b)	目標値 実績 40 人 44 人	○平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 (a) / (b)	目標値 実績 2.5% 11.3%	○平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

■国の基本指針

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

3 第4期計画における地域移行や就労に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち今後、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で平成29年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。基本指針では、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とするとされていますが、これまでの実績等を勘案して以下のとおりとします。

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数15人のうち、2人（13%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者15人から2人（13%）減少した13人とします。

地域生活を希望する人の移行が円滑に進むように関係者と協力しながら事業者に働きかけ、グループホームの確保に努めます。

図表5-9 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考 え 方
平成25年度末の施設入所者数	15人	平成25年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	2人（13%）	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減見込	2人（13%）	平成29年度末段階での削減見込数

◆国の基本指針

平成25年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

障がい児・者の地域生活支援の推進のための機能について、知多南部地域（武豊町、美浜町、南知多町）の複数の機関で担う仕組み（面的な体制）を基本とし、自立支援協議会等の場で検討していきます。

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、就労支援に関する指標（数値目標）が3項目示されています。

本計画では、これを踏まえつつ、実績と現状に即した目標を設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、これまでの実績等から平成29年度中に一般就労に移行する者1人を目標とします。

就労移行支援事業の推進を図るとともに、ハローワークや知多地域障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を支援します。

また、障がい者に対する一般就労や雇用支援策に関する理解の促進のため、民間企業等に対する障害者雇用促進法等の周知に努めます。

図表5-10 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	1人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を10人とすることを目標とします。

目標を達成するため、就労移行支援の事業所の参入を促進します。

図表 5-11 就労移行支援事業の目標利用者数

項目	目標数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	6人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	10人 (1.6倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

ただし、現在、町内には就労移行支援事業所は存在しないため、計画期間中に就労移行支援事業所の参入があった場合の目標とします。

◆ 国の基本指針

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

4 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方針

サービスの利用実績、特別支援学校卒業者の見込み、サービス利用のニーズ、サービス供給見込み等を勘案して、平成27年度から29年度までの各年度における障害福祉サービスの量を見込みました。見込量を一覧表で示すと次のとおりです。

図表5-12 障害福祉サービスの見込み一覧

(1か月当たり)

サービス名		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系	総利用時間 (①～⑤)	時間 (人)	1,225 (75)	1,466 (79)	1,507 (81)	1,549 (84)
	①居宅介護(ホームヘルプ)	時間 (人)	1,082 (62)	1,228 (64)	1,265 (66)	1,303 (68)
	②重度訪問介護	時間 (人)	0 (0)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	③同行援護	時間 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	④行動援護	時間 (人)	143 (13)	138 (14)	142 (14)	146 (15)
	⑤重度障害者等包括支援	時間 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
日中活動系	⑥生活介護	人・日 (人)	1,258 (67)	1,285 (68)	1,342 (71)	1,379 (73)
	⑦自立訓練 (機能訓練)	人・日 (人)	20 (1)	20 (1)	20 (1)	20 (1)
	⑧自立訓練 (生活訓練)	人・日 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	⑨就労移行支援	人・日 (人)	89 (5)	96 (5)	153 (8)	191 (10)
	⑩就労継続支援 (A型)	人・日 (人)	99 (6)	165 (10)	208 (12)	233 (14)
	⑪就労継続支援 (B型)	人・日 (人)	619 (39)	673 (42)	722 (45)	770 (48)
	⑫療養介護	人	0	0	0	0
	⑬短期入所 (福祉型)	人・日 (人)	67 (13)	73 (13)	75 (14)	77 (14)
居住系	⑭共同生活援助(グループホーム)	人	18	19	21	25
	⑮施設入所支援	人	14	14	14	13
相談支援	⑯計画相談支援	人	26	35	38	40
	⑰地域移行支援	人	0	1	1	1
	⑱地域定着支援	人	0	1	1	1

(注) 平成26年度は実績の見込み

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5種類のサービスがあります。

サービス名	概要
①居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、居宅で食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援等を行います。
③同行援護	視覚障がいのある人（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。これまで移動支援として行われていました。
④行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	極めて重度の障がいのある人に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【現状と課題】

居宅介護については、町内に4か所の事業所があり、利用は年ごとに増加してきています。サービスが必要となる日や時間帯が集中することにより、従事者が不足し利用者の希望するサービス量が十分に提供できない状況もあります。

また、重度障がい者に対する訪問系サービス（重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）のうち、行動援護については、見込みを大きく上回る利用があり、今後も増加が予想されます。

町内には事業所が2か所ありますが、専門的知識を持った従事者の確保が求められます。

そのほかのサービスは、利用実績はありません。

【サービス量の見込み】

居宅介護については、引き続き利用は増加していくと見込みました。行動援護については、利用に波がありますが、徐々に増加すると見込んでいます。

重度訪問介護は、平成26年4月より重度の知的障がい者、精神障がい者も対象となりました。これまで支給申請はありませんが、各年度1人を見込みます。

同行援護は、ボランティアによる援助の利用等から利用実績がなく、本計画期間中

は見込んでいません。重度障害者等包括支援についても本計画期間中は見込んでいません。

ただし、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。

図表5-13 訪問系サービスの見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス 合計	利用者数(人)	79	81	84
	延べ利用時間(時間)	1,466	1,507	1,549
①居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数(人)	64	66	68
	延べ利用時間(時間)	1,228	1,265	1,303
②重度訪問介護	利用者数(人)	1	1	1
	延べ利用時間(時間)	100	100	100
③同行援護	利用者数(人)	0	0	0
	延べ利用時間(時間)	0	0	0
④行動援護	利用者数(人)	14	14	15
	延べ利用時間(時間)	138	142	146
⑤重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0
	延べ利用時間(時間)	0	0	0

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【サービス確保の方針】

町内及び近隣市町の事業者に対して、サービスの提供拡大を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がい者に対するサービスが提供できるよう調整を図りながら必要なサービス量の確保に努めます。

また、専門的人材の確保や質的向上を図るように働きかけるとともに、県等が実施する研修などの情報提供を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）の8種類のサービスがあります。

サービス名	概要
⑥生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
⑦自立訓練（機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
⑧自立訓練（生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
⑨就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑩就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な 65歳未満の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
⑪就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
⑫療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
⑬短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

【現状と課題】

町内にある日中活動系のサービス事業所としては、生活介護が「多賀授産所（定員20人）」「ひるじろう（定員10人）」「武豊福寿園デイサービスセンター」「すこやかデイサービス」の4か所、就労継続支援（B型）が「多賀授産所（定員10人）」「わっぱ知多共働事業所（定員20人）」「ひるじろう（定員10人）」の3か所、また、平成26年度に就労継続支援（A型）の「タッチホープ」が新たに開設されました。

そのほかのサービスの事業所はありません。

特別支援学校卒業生の見込み数に対応したサービスの供給及び重度の障がいのある人も安心して利用できる体制の確保が求められます。

また、一般就労への移行をめざした就労系のサービスの充実なども課題となっています。

【サービス量の見込み】

現在のサービス利用状況、利用者のニーズ、サービス事業者の提供体制、計画期間中の特別支援学校卒業予定者などを勘案してサービス量を図表5-14のように見込みました。

なお、自立訓練（生活訓練）については、平成20年度以降の利用実績がほとんどないためサービス量としては見込んでいませんが、サービスの利用を妨げるものではありません。

図表5-14 日中活動系サービスの見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
⑥生活介護	利用者数(人)	68	71	73
	延べ利用日数(人日)	1,285	1,342	1,379
⑦自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	1	1	1
	延べ利用日数(人日)	20	20	20
⑧自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	延べ利用日数(人日)	0	0	0
⑨就労移行支援	利用者数(人)	5	8	10
	延べ利用日数(人日)	96	153	191
⑩就労継続支援(A型)	利用者数(人)	10	12	14
	延べ利用日数(人日)	165	208	233
⑪就労継続支援(B型)	利用者数(人)	42	45	48
	延べ利用日数(人日)	673	722	770

◆国の基本指針

＜生活介護、自立訓練(機能訓練)＞ ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③施設入所者の地域生活への移行者数、④平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜自立訓練(生活訓練)＞ ①～④、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜就労移行支援＞ ①～④、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜就労継続支援(A型)＞ ①～④、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(A型)の利用が見込まれる者の数、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜就労継続支援(B型)＞ ①～④、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(B型)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【サービス確保の方針】

特別支援学校の卒業生など、今後も利用者の増が確実に見込まれますが、就労移行支援の事業所は町内にはなく、生活介護についても、町内事業所の定員には余裕がないのが現状です。

できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、町内及び近隣市町の事業者へ事業の拡大を働きかけていきます。

また、強度行動障がい等への専門知識をもった人材の確保のため、県等が行う研修の情報提供を行い、参加を呼びかけます。

なお、就労継続支援（A型、B型）については、概ね計画期間内のサービスが確保されると考えます。

② 療養介護

療養介護については、利用実績がないことから、平成29年度まで見込まないこととします。

なお、利用希望があった場合については、県内のサービス提供事業者が少ないため、県外を含めた調整の中で、サービスが提供できるよう努めます。

③ 短期入所（ショートステイ）

【現状と課題】

短期入所は、ニーズが高いサービスですが、身近で利用できる場所がない、利用したいときに利用できないという指摘があります。

平成25年度から町内の介護保険事業所（武豊福寿園）で新たにサービス提供が始まりましたが、依然として、緊急的なニーズへの対応が困難などの課題は残されています。

【サービス量の見込み】

現在のサービス利用状況、利用者のニーズ、サービス事業者の提供体制などを勘案してサービス量を図表5-15のように見込みました。

なお、これまでの実績から、サービス量の見込みは福祉型短期入所のみとし、医療型短期入所は見込まないこととします。

ただし、サービスの利用を妨げるものではありません。

図表 5-15 短期入所（ショートステイ）の見込み

（1か月当たり）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
⑬短期入所 （福祉型）	利用者数（人）	13	14	14
	延べ利用日数（人日）	73	75	77

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【サービス確保の方針】

介護保険制度の事業所によるサービス提供や、グループホームの整備に併せた部屋の確保などについて働きかけを行い、できる限り身近な地域で利用できる体制の整備に努めます。

また、本町だけでなく近隣市町においても同様の課題を抱えているところが多いため、連携した対応を呼びかけていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の2種類のサービスがあります。

サービス名	概 要
⑭共同生活援助（グループホーム）	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
⑮施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

【現状と課題】

グループホームは、福祉施設等からの地域生活への移行や自宅等を出て住み慣れた地域で暮らすことを希望する人の住まいの場であり、将来的に利用を希望する人も多く必要不可欠なサービスです。

町内には、ホームが1か所ありますが、近隣市町のグループホームに依存しているのが現状であり、町内でのグループホーム開設を希望する声があります。

【サービス量の見込み】

平成25年度末時点の施設入所者15人に対し、13%にあたる2人を削減目標とし、平成29年度の施設入所者13人と見込みました。

グループホームについては、アンケート結果等から平成29年度に25人を見込みました。

図表5-16 居住系サービスの見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
⑯共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人)	19	21	25
⑰施設入所支援	利用者数(人)	14	14	13

◆国の基本指針

＜共同生活援助＞ 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

また、グループホームに第一の一の3(入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備)の機能を付加的に集約して整備する場合には、当該地域生活支援拠点の設置箇所数の見込みを設定する。

＜施設入所支援＞ 平成25年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上を削減することとし、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【サービス確保の方針】

居住系サービスは、個々の生活設計を踏まえて、長期的観点に立った計画が必要となりますので、相談支援事業を有効に活用し本人や家族と十分に相談しながら今後のサービス利用支援を図ります。

グループホームについては、日中活動系サービスに付加した整備が現実的であることから、町内のサービス事業所へ整備の働きかけを行っていきます。

また、自立支援協議会において、町内にグループホームを整備するための課題や必要な支援等について検討していきます。

(4) 相談支援

サービス名	概要
⑰計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
⑱地域移行支援	障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
⑲地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

【現状と課題】

平成24年度からサービス等利用計画の作成対象が順次拡大され、平成27年度以降は、すべての支給決定者に対して作成が必要となりました。

平成26年度から計画相談支援の事業所を増やし対応を進めていますが、引き続きサービス等利用計画の策定及びモニタリングを適切に実施していけるよう、相談支援専門員の確保が必要です。

地域移行支援、地域定着支援については、平成24年度から開始されましたが、第3期計画期間中の利用実績はありませんでした。制度の周知を図っていく必要があります。

【サービス量の見込み】

図表5-17 相談支援の見込み

(1か月当たり)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
⑰計画相談支援	利用者数(人)	35	38	40
⑱地域移行支援	利用者数(人)	1	1	1
⑲地域定着支援	利用者数(人)	1	1	1

◆国の基本指針

<計画相談支援> 障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<地域移行支援> 施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。

<地域定着支援> 単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービス確保の方針】

引き続き、ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施が必要です。

県等が実施する研修会などへの参加促進を図り、障害種別に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談支援専門員の確保に努めます。

地域移行支援事業、地域定着支援事業については、制度の周知に努めるとともに、利用希望があった場合に質の高いサービスが提供できるよう、事業所と調整していきます。

(5) 児童福祉法に基づく障がい児支援

サービス名	概要
児童発達支援	就学前の障がい児を対象として、児童発達支援センター等において、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	小学校から高校までの通学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を提供したり、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある保育士等が、保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【現状と課題】

平成24年度より障がい児への施策は再編され、通所系の中心的なサービスは児童福祉法の児童発達支援事業及び放課後等デイサービスとなりました。

児童発達支援は、町内に事業所が2か所あります。

町立あおぞら園では、平成26年度に定員を17名に増員し、利用者増に対応していません。

放課後等デイサービスは、第3期計画期間中に町内で新たに3か所の開所があり、現在4か所の事業所がありますが、制度の周知が広がることに伴い今後も利用者が増加することが予想され、支援が必要な地域の子どもが安心して通える体制整備が必要です。

また、相談支援では、障がい児を専門に行うことのできる相談支援体制が求められています。

【サービス量の見込み】

現在のサービス利用状況、利用者のニーズ、サービス事業者の提供体制などを勘案して図表5-18、19のとおり見込みました。

なお、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援については、利用実績がないことから、今計画期間中は見込まないこととしますが、サービスの利用を妨げるものではありません。

図表5-18 児童発達支援、放課後等デイサービスの見込み (1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数 (人)	18	20	22
	延べ利用日数 (人日)	274	299	323
放課後等デイサービス	利用者数 (人)	89	94	99
	延べ利用日数 (人日)	497	525	553

◆国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

図表5-19 児童相談支援の見込み (1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	利用者数 (人)	16	18	20

◆国の基本指針

児童相談支援 障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【サービス確保の方針】

早期の段階からの子どもの将来の自立に向けた発達支援やライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータル支援、できるだけ身近な地域における支援を基本的視点として、障がい児へのサービスが確保されるよう努めます。

また、町立あおぞら園について、地域の障がい児やその家族への相談や、障がい児を預かる施設への援助・助言を合せて行う地域の中核的な療育支援施設となる、「児童発達支援センター」への移行を検討していきます。

5 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方針

地域生活支援事業として次に掲げる事業を実施します。

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための啓発を行います。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供など必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆者の派遣を行います。また、手話通訳等の人材を育成するため、入門講座を開催します。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行ないます。
地域活動支援センター事業 (フリースペース事業)	障がいがある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス事業	家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
知的障害者職親委託事業	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。
日中一時支援事業	障がいのある人を日常的に介護している家族に一時的な休息がとれるように、昼間に介護等を行うため、日中ショートステイ事業、日中デイサービス事業を行います。
生活サポート事業	障害支援区分が「非該当」となった障がいのある人に、必要に応じ日常生活に関する支援・家事に対する援助を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

【現状と課題】

平成25年度から新たに地域生活支援事業の必須事業となりましたが、知多南部地域自立支援協議会啓発部会による「知多南部3町福祉教育ハンドブック」の作成や「知多南部3町福祉教育学習会」の開催など、関連する取組が以前から行われています。

【サービス確保の方針】

知多南部地域自立支援協議会啓発部会による「知多南部3町福祉教育ハンドブック」の改訂や「知多南部3町福祉教育学習会」などの取組を今後も継続して実施していきます。

また、障がい者等が必要とする援助等を記入し携帯することにより、いざという時に周囲に理解や支援を求めるための「ヘルプカード」を作成し、その普及を図っていきます。

共生社会の実現のため、今後も必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(2) 相談支援事業

【現状と課題】

相談支援事業については、平成18年10月から南知多町、美浜町と共同し、「知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）」に委託しています。

民間委託により専門の窓口を設置し、多様化するニーズへの対応、安心できる地域生活支援を推進しています。

【サービス量の見込み】

図表 5-20 相談支援事業の見込み

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1
自立支援協議会	実施箇所数（箇所）	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

【サービス確保の方針】

知多南部相談支援センターを広く周知するとともに、関係機関との連携に努めることにより、地域生活に必要な相談支援やサービス利用援助を図ります。

自立支援協議会については、関係者のネットワークの構築を図るとともに、それぞれの立場から意見交換を行い、本計画推進にかかる諸課題等への取り組みについて協議していきます。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、検討していきます。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

【現状と課題】

平成24年度から地域生活支援事業の必須事業となりましたが、成年後見制度については、平成20年4月から知多地域5市5町共同で「知多地域成年後見センター」に法人後見、相談支援、普及啓発等の業務を委託し、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、制度の適切な利用促進を図るための総合的な支援を行っています。

【サービス量の見込み】

図表5-21 後見人等受任者数（知多地域成年後見センター）の見込み

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
後見人等受任者数	利用者数（人）	10	11	12

【サービス確保の方針】

今後も知多地域成年後見センターを広く周知し、成年後見制度の適切な利用促進を図っていきます。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

【現状と課題】

聴覚、視覚等の障がいなどで意思疎通を図ることに支障がある人に対し、地域生活に必要な病院や公的機関の利用援助のため、知多地区聴覚障害者支援センター及び要約筆記サークルOHPなどとよの協力を得て手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。

制度の周知が進み利用は増えていくと予想され、手話通訳者及び要約筆記者の育成がますます必要となっています。

【サービス量の見込み】

図表5-22 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業の見込み (年間)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業				
手話通訳者派遣	件数 (件)	6	6	16
要約筆記者派遣	件数 (件)	8	8	10
手話通訳入門講座	受講者数 (人)	7	8	9
要約筆記基礎講座	受講者数 (人)	9	0	10

【サービス確保の方針】

聴覚、視覚等の障がいのある人の地域生活支援の推進を図るため、引き続き手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、手話通訳、要約筆記基礎講座の実施等により人材を育成し、サービス提供体制の確保に努めます。(要約筆記基礎講座は隔年開催)

なお、手話通訳者設置事業については、筆談等による対応を行うこととし、今計画期間では予定しません。

(5) 日常生活用具給付等事業

【現状と課題】

重度障がい者等に対し日常生活上の便宜を図るため、入浴補助用具や電気式たん吸引器等の用具を給付しています。

【サービス量の見込み】

図表 5-23 日常生活用具給付等事業の見込み

(年間)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件数 (件)	4	4	4
自立生活支援用具	件数 (件)	6	6	6
在宅療養等支援用具	件数 (件)	8	8	8
情報・意志疎通支援用具	件数 (件)	6	6	6
排泄管理支援用具	件数 (件)	579	629	678
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数 (件)	6	6	6

【サービス確保の方針】

障がいのある人の地域における自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付を図るとともに、用具の種類については、必要に応じて見直しを行います。

また、施設から家庭へ戻る場合や転居する場合などに、用具の給付が円滑に行われるようサービス利用援助に努めます。

(6) 移動支援事業

【現状と課題】

移動支援サービスを提供する事業者は、平成26年9月現在、18か所（うち町内事業者3か所）が本町に登録し、比較的充足しています。

なお、重度の視覚障がい者については、同行援護としてサービスが提供されることとなります。

【サービス量の見込み】

図表 5-24 移動支援事業の見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	利用者数 (人)	67	69	71
	延べ利用時間数 (時間)	524	539	556

【サービス確保の方針】

障がいのある人の社会参加の促進を図るため、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図りつつ、ケアマネジメントの実施や支援計画の作成等により必要なサービス量を把握し、その確保に努めます。

(7) 地域活動支援センター事業

【現状と課題】

町内には、地域活動支援センターとして「ひろばわっぱる」があります。

地域活動支援センター「ひろばわっぱる」は、障がいの種別にかかわらず利用できるサロンの役割を持つフリースペース事業として、本町を含め近隣の2市3町共同で、社会福祉法人共生福祉会へ委託しています。

【サービス量の見込み】

図表5-25 フリースペース事業の見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
フリースペース事業	利用者数(人)	29	30	31
	延べ利用日数(人日)	224	231	238

【サービス確保の方針】

地域活動支援センターの利用ニーズは、障害福祉サービス提供体制の整備状況にもよりますが、増加が見込まれます。

このため、地域生活支援事業においては、地域活動支援センター事業と日中一時支援事業とあわせ、日中活動の場を提供していきます。

(8) 訪問入浴サービス事業

【現状と課題】

訪問入浴サービスを提供する事業者は、2か所(うち町内事業者1か所)が本町に登録しています。

第3期計画期間中には、サービス量を見込みませんでした。1人の利用がありました。引き続きサービスの提供体制を確保していく必要があります。

図表 5-26 知的障害者職親委託事業の見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス	利用者数 (人)	1	1	1
	延べ利用日数 (人日)	4	4	4

【サービス確保の方針】

在宅で容易に入浴できない人に必要なサービスであるため、利用に対する周知を進めるとともに、介護保険制度による訪問入浴事業者等と調整しサービス提供体制の確保を図ります。

(9) 知的障害者職親委託事業

【現状と課題】

知的障がい者を一定期間職親のもとに預かり、一般就労に必要な技能習得訓練や生活指導を行う職親は、重要な地域の社会資源であり、自立更生に向け有効な手段でもあることから今後も職親への協力を呼びかけていく必要があります。

【サービス量の見込み】

図表 5-27 知的障害者職親委託事業の見込み

(年間)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害者職親委託	利用者数 (人)	1	1	1

【サービス確保の方針】

障がいに対する理解の促進を図りながら、事業主の協力を求め職親の受け入れ体制を確保します。

(10) 日中一時支援事業

【現状と課題】

日中一時支援事業については、障がい児の放課後や長期休暇の過ごし方に対する保護者の不安解消と、介護の負担軽減の観点からレスパイト的なサービスとして期待され、身近な地域でサービスの利用ができる環境整備が求められています。

【サービス量の見込み】

図表 5-28 日中一時支援事業の見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援				
日中ショートステイ	利用者数 (人)	4	4	4
	延べ利用日数 (人日)	7	7	7
日中デイサービス	利用者数 (人)	8	8	8
	延べ利用日数 (人日)	59	60	62

【サービス確保の方針】

希望する日時に安心して利用できるよう、サービス事業者に対し、事業規模の拡大を図るよう働きかけるなど、安定した供給量の確保に努め、障がいのある人やその家族を支援します。

(11) 生活サポート事業

【現状と課題】

生活サポート事業は、「障害支援区分」が非該当と判定された場合や、認定されるまでの期間中に、家庭環境等を考慮し、必要なホームヘルプサービスが利用できるようなサービスを提供します。

今後も、障がいのある人のさまざまなケースに対応するため、事業の継続が必要です。

【サービス量の見込み】

図表 5-29 生活サポート事業の見込み

(1か月当たり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活サポート	利用者数 (人)	1	1	1
	延べ利用時間数 (時間)	4	4	4

【サービス確保の方針】

町に登録されている4か所の居宅介護事業所と連携し、必要なサービス量の確保を図ります。

(12) 自動車運転免許取得・改造助成

身体に障がいのある人に対し、就労、通院、通学等のため普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部を助成します。

また、身体障がいのある人で免許の条件が付されている人に対し、就労、通院、通学等のため、自己が所有する自動車の操行装置等の一部を改造する費用の一部を助成します。

(13) その他のサービス（地域生活支援事業とは別に町独自で実施する事業）

障がいのある人の地域生活を支援するため、次に掲げる事業を実施します。

<p>【障害者（児）通園通所交通費助成事業】 障がいのある人に対し、あらかじめ定められた福祉施設への通園・通所に要する交通費の一部を助成します。</p>
<p>【障害者タクシー料金助成事業】 電車、バス等の交通機関を利用することが困難な障がいのある人に対し、タクシーの利用料金助成券（初乗り分を助成）を交付します。</p>
<p>【障害者バス運賃助成事業】 知多乗合株式会社のバスを利用する障がいのある人に対し、無料証明書を交付します。</p>

(注) 上記全ての助成事業は、対象者及び助成の対象が限定されています。また、助成金等の交付を受けるには、事前申請が必要です。

第6章 計画の推進に向けて

1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

障がいのある人が自らの意思で障害福祉サービスを利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、広報や各種パンフレット、町のホームページなどを通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるため、本計画及び武豊町障がい者計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支えあうことができる共生社会をめざします。

2 関係機関等の連携（自立支援協議会の活用）

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

このため、自立支援協議会を活用し、障がいのある人を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討を行います。

3 計画の進行管理

本計画の推進のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を毎年1回、点検・評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクル[※]による計画の進行管理を進めます。

こうした計画の進行管理や計画の見直しについては、知多南部地域自立支援協議会武豊町部会及び、武豊町地域福祉推進協議会の意見を踏まえ、実施するものとします。

※PDCAサイクル：PDCAとは、Plan（計画策定、実施方針・目標設定）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったものです。行政施策や事業の評価にあたって、計画から見直しまでを一環として行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという手法です。Plan→Do→Check→Action→Plan……という一連の周期的な流れ（サイクル）によって計画の進行管理を行っていくことから、PDCAサイクルと称しています。

資 料

1 武豊町障がい福祉計画策定委員会

(1) 開催状況

開催日	主な協議事項
【第1回】 平成26年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知多南部地域自立支援協議会からの提言について ・ アンケート調査結果について ・ 第4期武豊町障がい福祉計画（案）について
【第2回】 平成26年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期武豊町障がい福祉計画（案）について
【第3回】 平成27年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 第4期武豊町障がい福祉計画最終稿について

(2) 武豊町障がい福祉計画策定委員会委員名簿

選 出 区 分	役 職	氏 名
保健医療関係者	武豊町薬剤師会代表	榊原 彰宏
知識経験を有する者	日本福祉大学客員教授	近藤 克則 【会長】
地域の代表者	武豊町勤労者代表	山本 将
	プロジェクト会議（専門部会）代表	出口 晋
福祉関係者	武豊町手をつなぐ育成会代表	倉知 楯城
	武豊町身体障害者福祉協議会代表	筒井 義子
	武豊町精神障がい者家族会かたばみ代表	森 充代
	社会福祉施設代表	靱山 勝己
	武豊町社会福祉協議会代表	大岩 正己

2 アンケート調査結果の概要

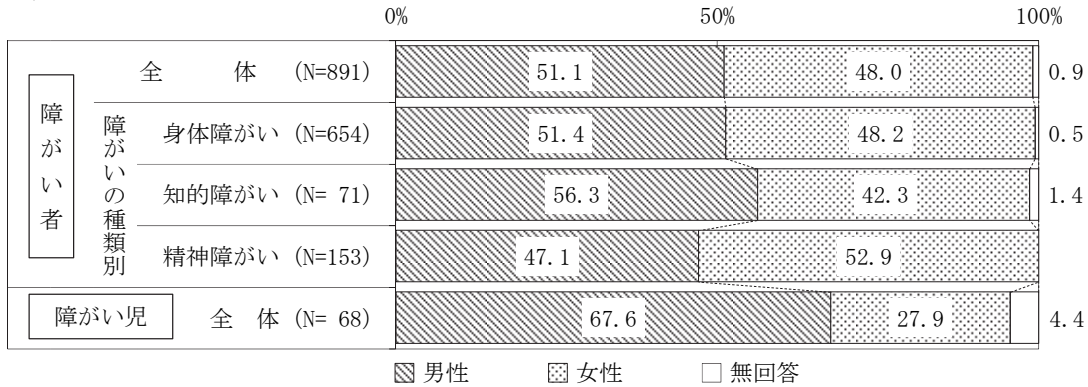
(1) 回答者について

① 性別・年齢

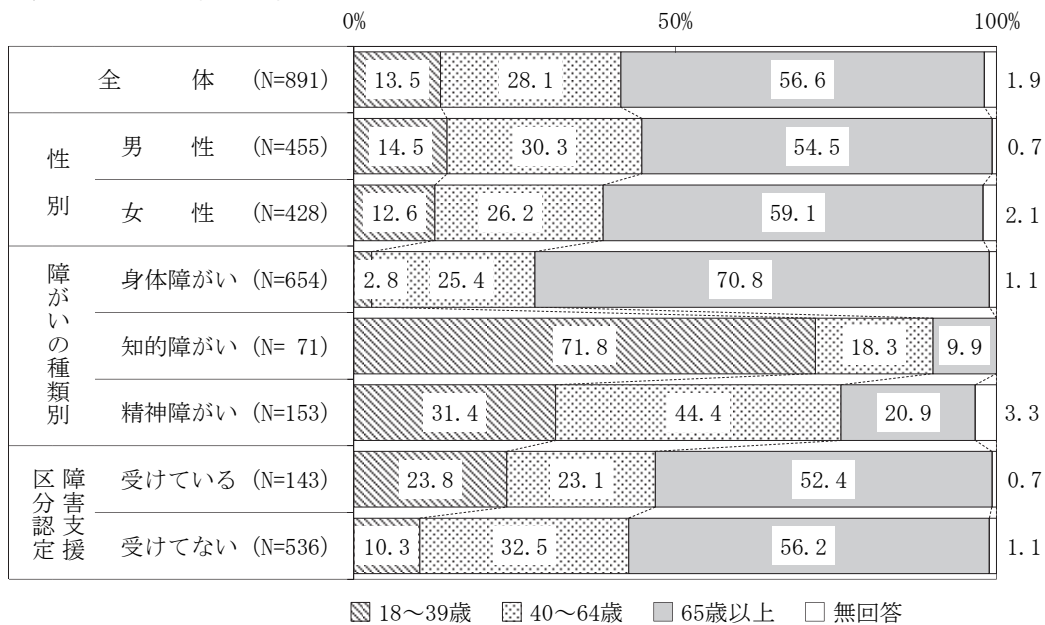
回答者の性別は、身体障がい者、知的障がい者は男性が若干高く、精神障がい者は女性が高くなっています。障がい児は男性が40ポイント近く高くなっています(図表1)。

回答者の年齢は、65歳以上が過半数を占めており、特に身体障がい者では70.8%となっています。知的障がい者では18~39歳が71.8%を占めており、精神障がい者は40~64歳が44.4%と最も高くなっています(図表2)。障がい児では、主に就学前の0~5歳が14.7%、小学生の6~11歳が33.8%、中高生の12~17歳が44.1%となっています(図表3)。

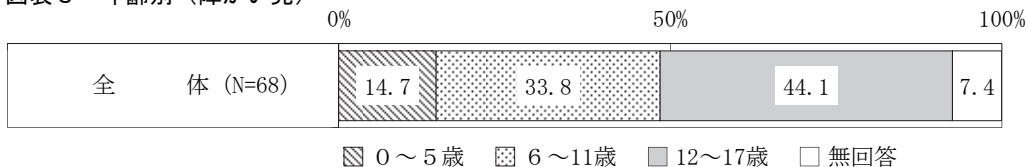
図表1 性別



図表2 年齢別(障がい者)



図表3 年齢別(障がい児)



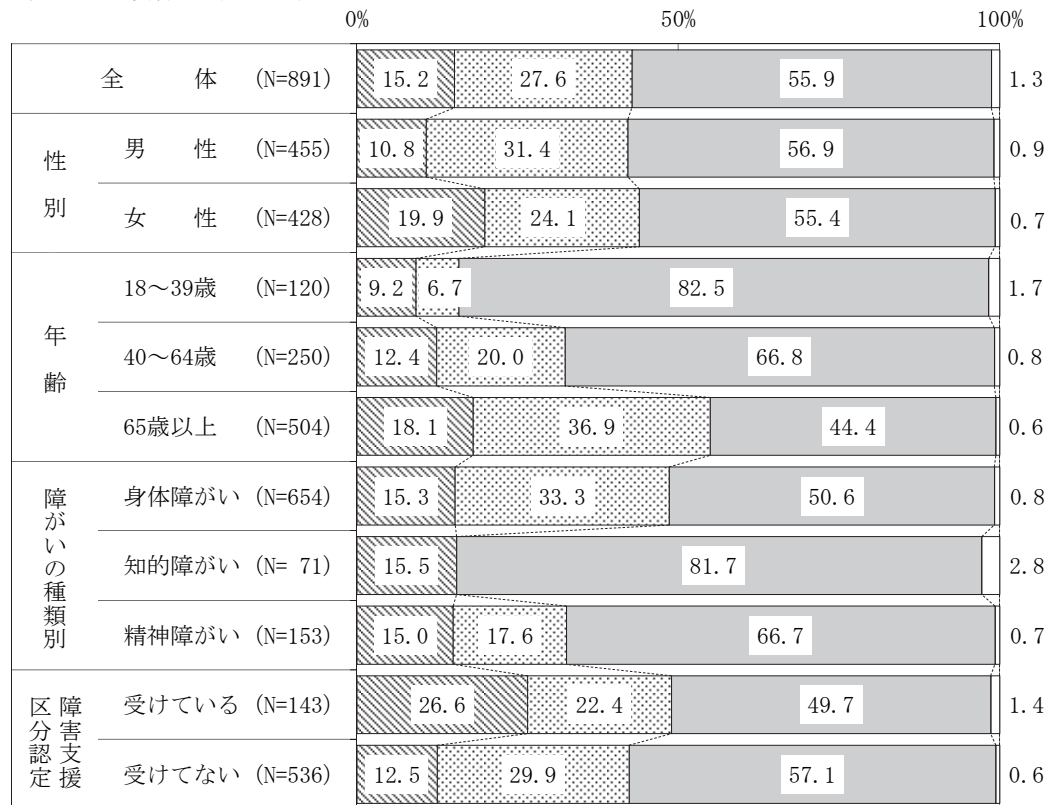
② 世帯類型等

世帯類型については、親や子どもとの同居世帯などである「その他の世帯」が最も高く、過半数を占めています。「ひとり暮らし」は15.2%、「夫婦のみの世帯」は27.6%となっています。

年齢別にみると、年齢が上がるほど「その他の世帯」が低くなり、「ひとり暮らし」および「夫婦のみの世帯」が高くなっています。

障がいの種類別では、身体障がい者は、「その他の世帯」に次いで「夫婦のみの世帯」が高く33.3%を占めています。知的障がい者は、「その他の世帯」が81.7%と非常に高くなっています。

図表4 世帯類型（障がい者）



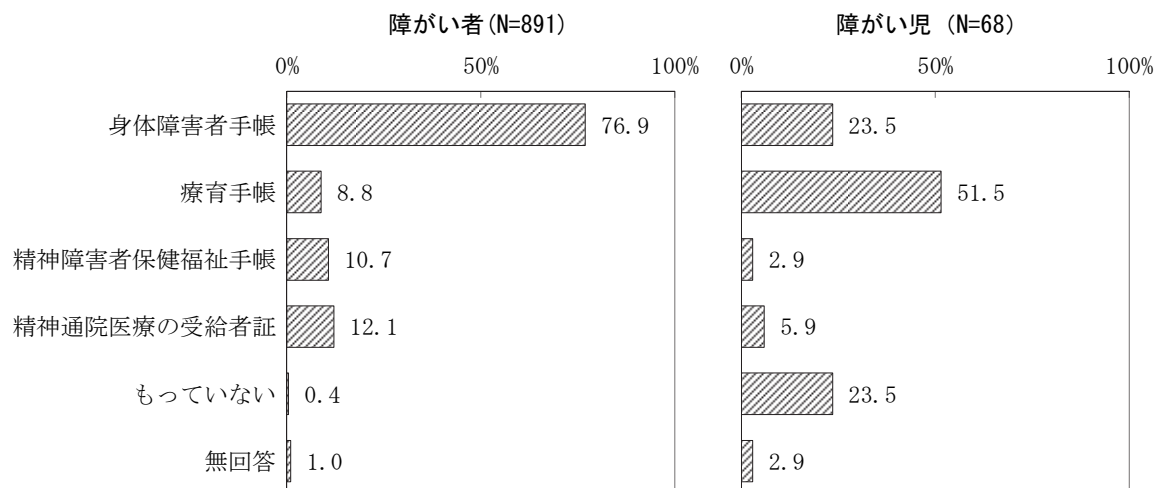
▨ ひとり暮らし ▩ 夫婦のみの世帯 ■ その他の世帯 □ 無回答

③ 障がいの種類

障がい者のための手帳等を持っている人は、障がい者では身体障害者手帳が76.9%と最も高く、障がい児では療育手帳が51.5%と最も高くなっています（図表5）。

障がい者を年齢別にみると、18～39歳は療育手帳が最も高く、40歳以上は身体障害者手帳が高くなっています。また、65歳以上に比べて、65歳未満の精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療の受給者証が高くなっています（図表6）。

図表5 障害者手帳等の種類（複数回答）



図表6 障害者手帳等の種類（障がい者、属性別、複数回答）

単位：Nは人、他は%

区分		N	身体障害者手帳	療育手帳	福祉手帳 精神障害者保健	精神通院医療の 受給者証	もっていない	無回答
性別	男性	455	76.9	9.7	10.1	10.5	0.7	0.9
	女性	428	77.6	7.7	11.4	14.0	0.2	0.2
年齢別	18～39歳	120	21.7	44.2	23.3	29.2	1.7	0.8
	40～64歳	250	71.2	7.2	16.4	20.8	0.8	0.4
	65歳以上	504	93.8	1.4	4.4	3.6	-	0.4
区分 障害支援	受けている	143	67.8	27.3	15.4	10.5	-	0.7
	受けてない	536	81.5	4.1	8.8	10.6	0.6	0.2

図表7 障害者手帳等の種類（障がい児、属性別、複数回答）

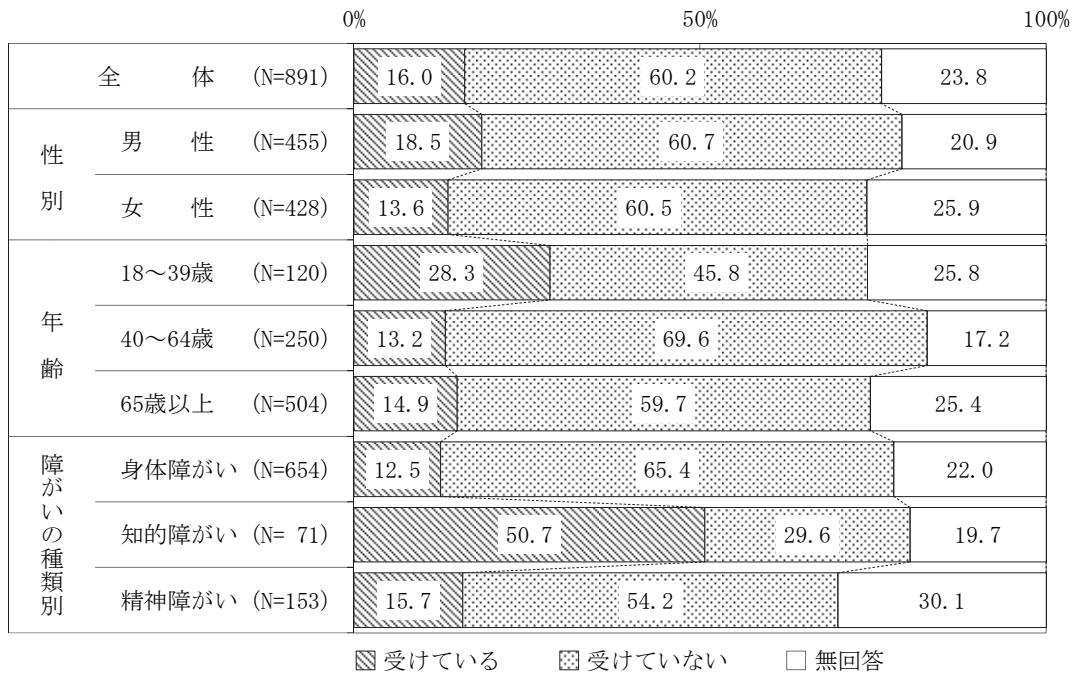
単位：Nは人、他は%

区分		N	身体障害者手帳	療育手帳	福祉手帳 精神障害者保健	精神通院医療の 受給者証	もっていない	無回答
性別	男性	46	21.7	50.0	4.3	4.3	28.3	2.2
	女性	19	26.3	57.9	-	10.5	10.5	-
年齢別	0～5歳	10	10.0	10.0	-	-	70.0	10.0
	6～11歳	23	26.1	52.2	-	-	30.4	-
	12～17歳	30	23.3	66.7	6.7	13.3	3.3	-

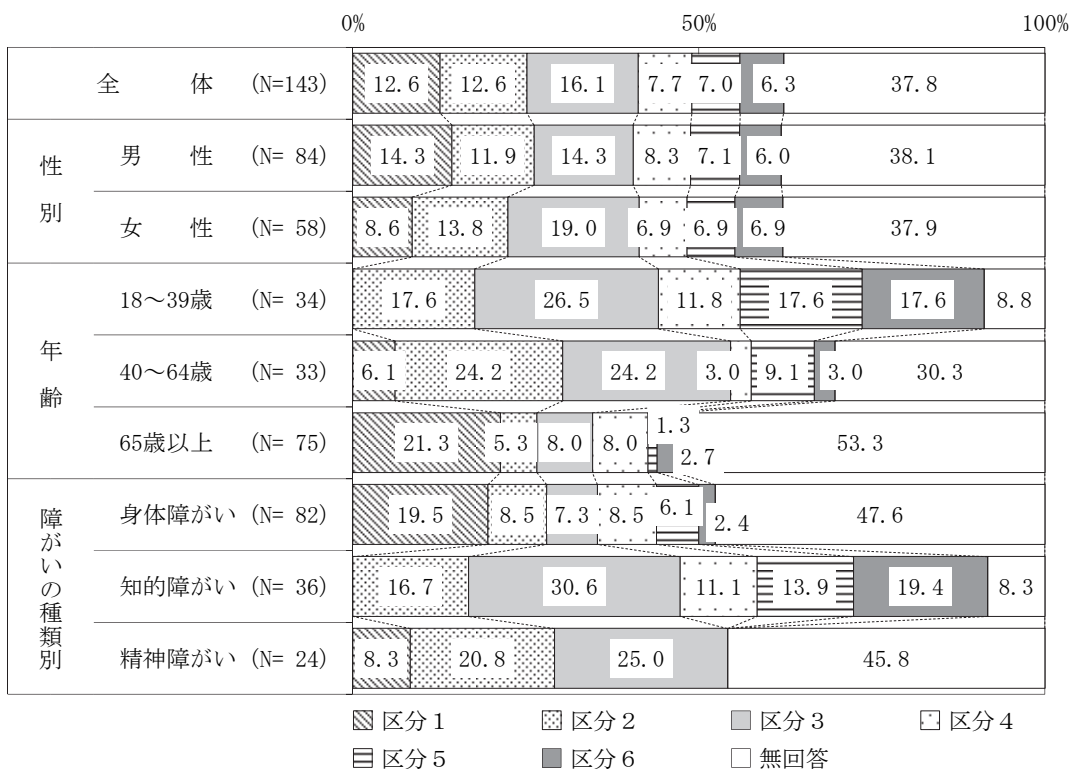
④ 障害支援区分認定

障害支援区分認定を「受けている」と答えた人は、身体障がい者の12.5%、知的障がい者の50.7%、精神障がい者の15.7%となっており、知的障がい者が高くなっています（図表8）。区分は、回答のあった中では区分3が最も多く、特に知的障がい者では区分3が30.6%を占めています（図表9）。

図表8 障害支援区分認定を受けているか（障がい者）



図表9 障害支援区分（障がい者）



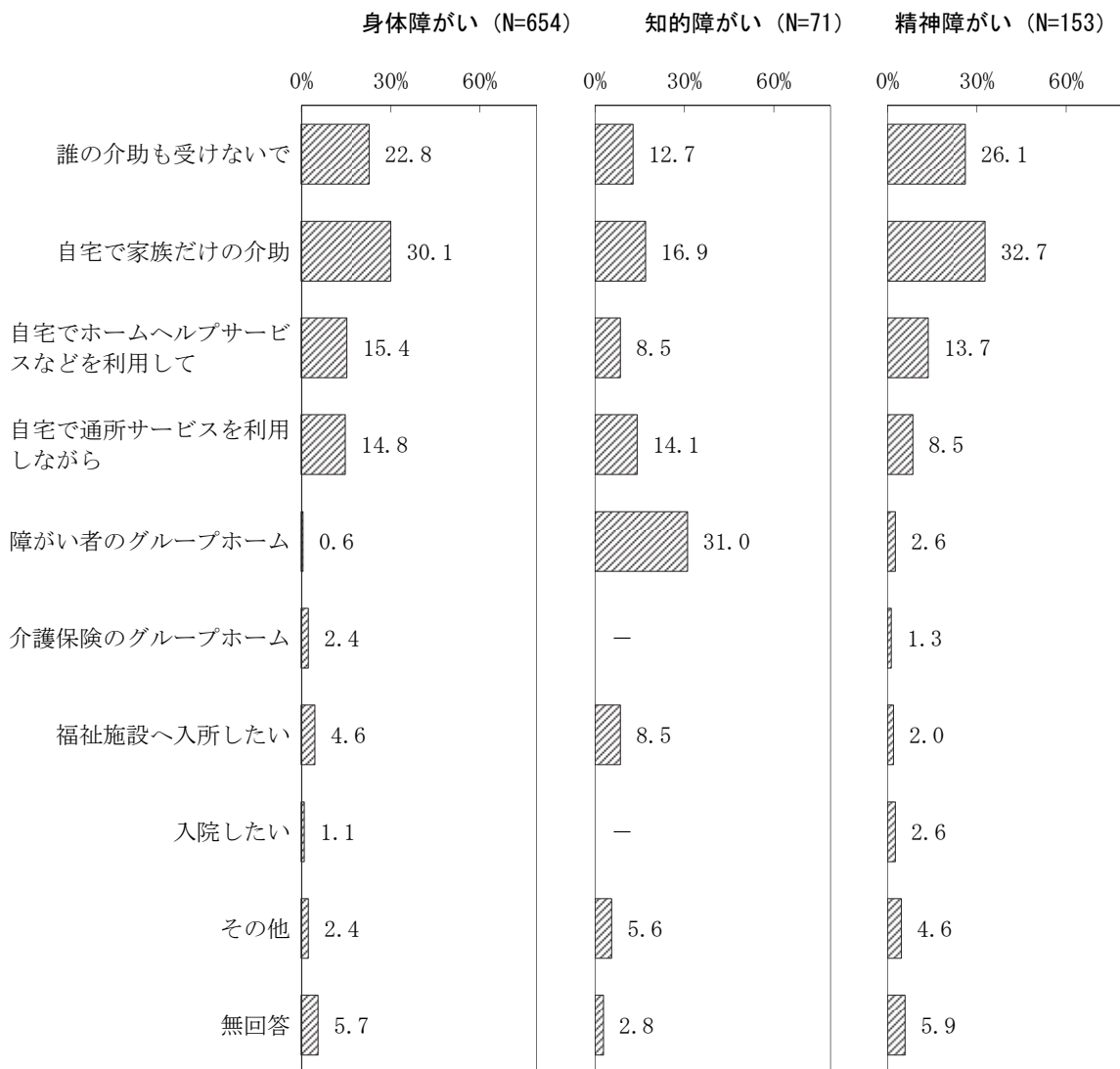
(2) これからの生活について

① 今後についての意向

「これからの生活をどこでどのように送りたいとお考えですか」という設問に対しては、身体障がい者および精神障がい者は「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」が最も高く、知的障がい者は「障がい者のグループホームで暮らしたい」が最も高くなっています。

「その他」として、「考えていない・わからない（9件）」「自宅でできるかぎり生活し、介護人がいない場合に福祉施設に入所したい」「一般就労や学校などがむずかしい場合は、障がい者のグループホームに入りたい」などの記載がありました。

図表10 これからの生活をどこでどのように送りたいか（障がい者）



② グループホームの利用時期

前項で「障がい者のグループホームで暮らしたい」と答えた31人に、いつ頃からホームに入居したいと思うかをたずねたところ、「すぐにでも入居したい」は身体障がい者が1人、精神障がい者が1人、「1～2年後に入居したい」は知的障がい者が1人となっています。また、「障がい者のグループホームで暮らしたい」と答えた率が他の障がいに比べて高かった知的障がい者で、「親などが介助できなくなったら入居したい」が10人と多くなっています。

図表11 グループホームの利用時期（障がい者）

単位：人

		N	現在入居している	すぐにでも入居したい	1～2年後に入居したい	3～4年後に入居したい	5年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら入居したい	その他	
全 体		31	7	2	1	4	2	13	2	
身体障がい	全 体	4	-	1	-	-	-	3	-	
	性 別	男 性	2	-	-	-	-	2	-	
		女 性	2	-	1	-	-	-	1	-
	年 齢 別	40～64 歳	1	-	-	-	-	-	1	-
		65 歳以上	3	-	1	-	-	-	2	-
知的障がい	全 体	22	5	-	1	4	1	10	1	
	性 別	男 性	17	2	-	1	4	1	8	1
		女 性	5	3	-	-	-	-	2	-
	年 齢 別	18～39 歳	20	4	-	1	4	1	9	1
		40～64 歳	2	1	-	-	-	-	1	-
精神障がい	全 体	4	2	1	-	-	-	-	1	
	性 別	男 性	3	2	1	-	-	-	-	-
		女 性	1	-	-	-	-	-	-	1
	年 齢 別	40～64 歳	2	1	1	-	-	-	-	-
		65 歳以上	2	1	-	-	-	-	-	1

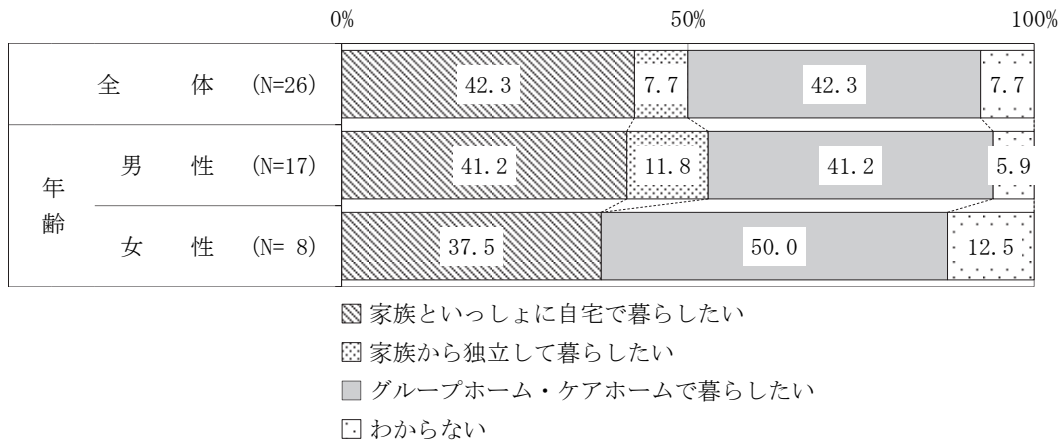
(注) 属性の不詳があるため、全体と属性別の合計が一致しないものがあります。

③ 卒業後の暮らし（障がい児）

中学校・中等部、高等学校・高等部に通学している26人に、「高等学校・高等部卒業後、どこで暮らしたいとお考えですか」とたずねたところ、42.3%（11人）が「家族といっしょに自宅で暮らしたい」と答えています。「家族から独立して暮らしたい」は7.7%（2人）、「グループホーム・ケアホームで暮らしたい」は42.3%（11人）となっています。

なお、「グループホーム・ケアホームで暮らしたい」と答えた11人の利用希望時期は図表13のとおりです。

図表12 卒業後にどこで暮らしたいか（障がい児）



(注) 「入所施設に入りたい」「その他」という選択肢が用意されていたが、該当はなかった。

図表13 グループホーム・ケアホームの利用時期（障がい児）

単位：人

区 分	N	卒業後すぐにも入居したい	1～2年後に入居したい	3～4年後に入居したい	5年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら入居したい
全 体	11	3	1	1	1	5

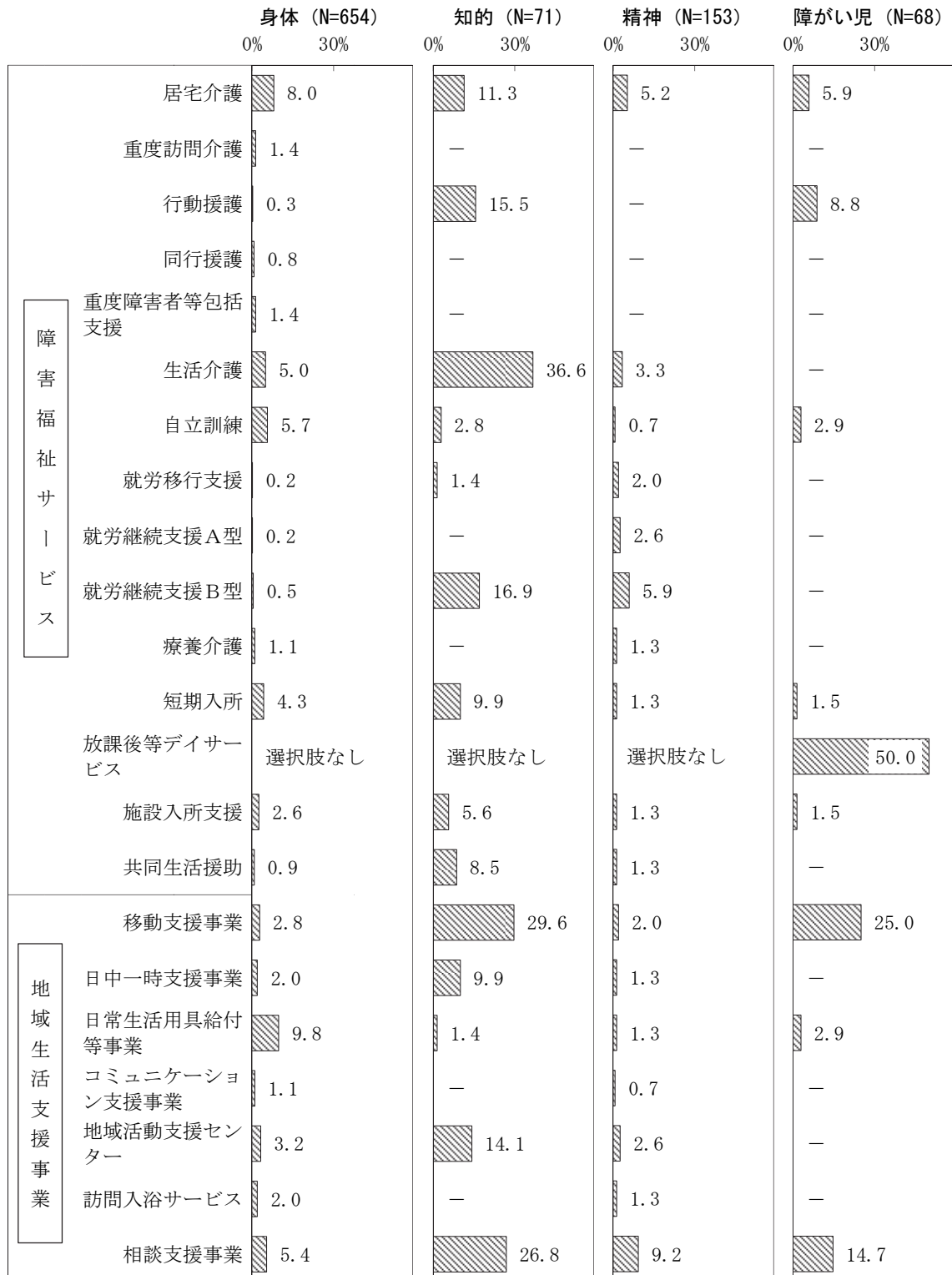
(注) 「その他」という選択肢が用意されていたが、該当はなかった。

(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業

① サービスの利用状況

サービスの利用状況を見ると、身体障がい者は「日常生活用具給付等事業」(9.8%)、「居宅介護」(8.0%)、「自立訓練」(5.7%)、「相談支援事業」(5.4%)、「生活介護」(5.0%)が比較的高く、そのほかは5%以下です。

図表14 サービスの利用状況（利用率）



知的障がい者は、「生活介護」が36.6%と最も高く、次いで、「移動支援」(29.6%)、「相談支援事業」(26.8%) などとなっています。そのほか「居宅介護」「行動援護」「就労継続支援B型」「地域活動支援センター」が10%を超えています。

精神障がい者は、「相談支援事業」(9.2%) が最も高く、次いで、「就労継続支援B型」(5.9%)、「居宅介護」(5.2%) の順となっています。

障がい児は、「放課後等デイサービス」が50.0%と最も高く、次いで、「移動支援事業」(25.0%)、「相談支援事業」(14.7%) などとなっています。

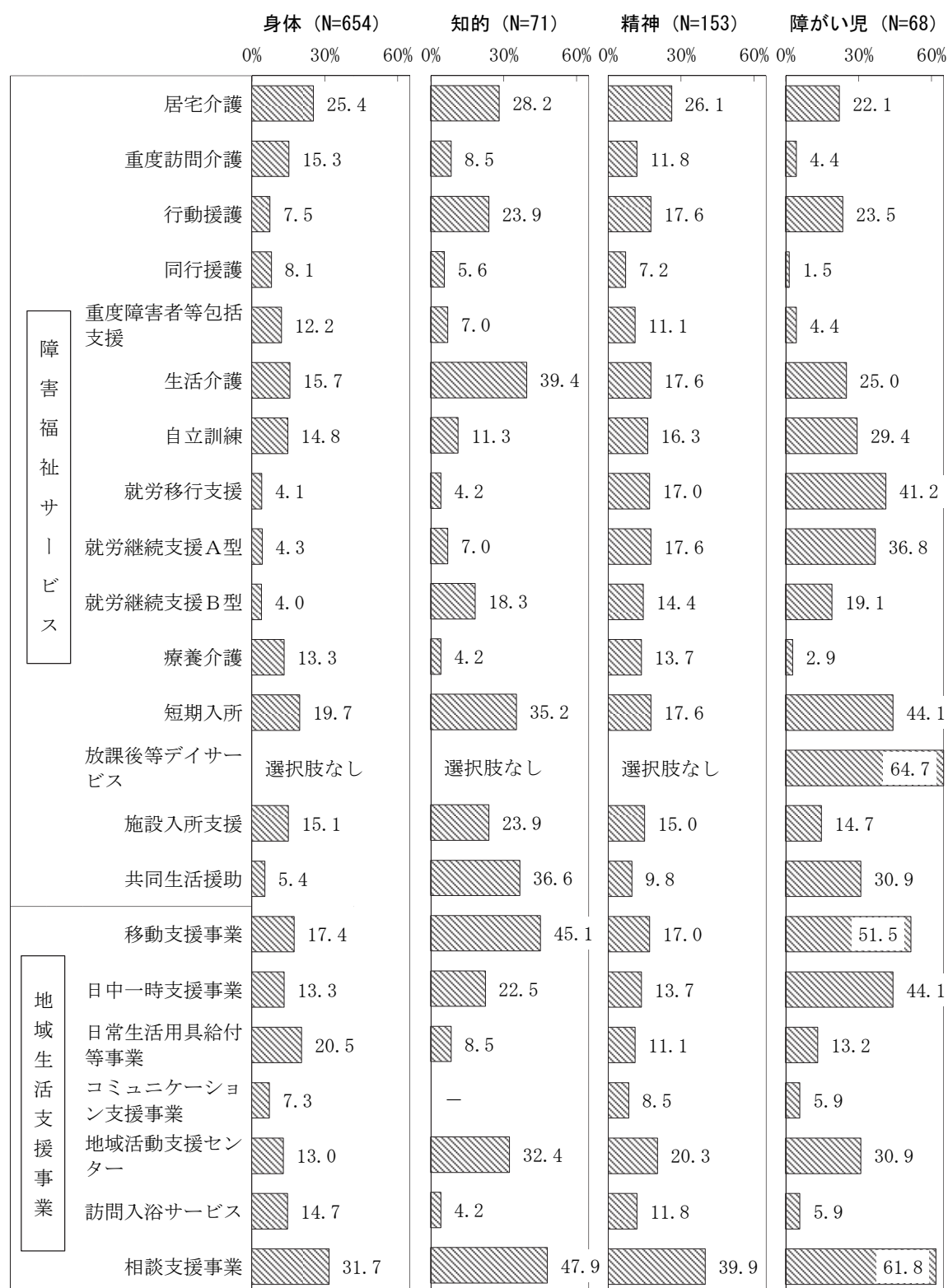
② サービスの利用意向

今後の利用意向は、すべてのサービスで利用率を上回っています。特に「相談支援事業」については、いずれの障がいも利用率より20ポイント以上高くなっています。

そのほか、知的障がい者の「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」、精神障がい者の「居宅介護」も現在の利用率より20ポイント以上高くなっています。

障がい児については、全般的に利用意向が大幅に高くなっています。特に「就労移行支援」「就労継続支援A型」「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」「日中一時支援事業」「地域活動支援センター」などは利用率より30ポイント以上高くなっています。

図表15 サービスの利用意向（利用希望率）



③ 改善してほしい内容

図表16は、サービスごとに改善してほしい内容をたずねたものです。「希望する日時に利用できるようにしてほしい」と答えた人が最も多いサービスが多数あります。

図表16 改善してほしい内容（回答者のみ、複数回答）

単位：人

区 分		N	希望する日時に利用できるようにしてほしい	サービスを量(日数・時間)を増やしてほしい	近くに事業所がほしい	事業所の数を増やしてほしい	利用者負担を少なくしてほしい	授産賃金(工賃)を多くしてほしい	職員の対応を良くしてほしい	その他	
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	居宅介護	計	69	45	21	5	12	22	1	14	6
		身体障がい	37	22	11	2	3	12	-	10	3
		知的障がい	7	5	2	1	4	1	-	-	-
		精神障がい	17	10	6	2	3	6	1	2	3
	重度訪問介護	計	25	12	11	4	3	12	-	6	2
		身体障がい	16	7	6	2	1	9	-	4	1
		精神障がい	7	3	5	2	2	3	-	2	1
		障がい児	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	行動援護	計	37	27	12	6	11	14	-	7	4
		身体障がい	14	9	3	2	1	8	-	4	1
		知的障がい	8	6	2	1	6	1	-	-	-
		精神障がい	8	6	4	2	2	4	-	1	2
	同行援護	計	25	14	9	4	3	12	1	6	4
		身体障がい	15	8	5	2	1	8	-	4	2
		知的障がい	2	1	1	-	-	1	1	-	-
		精神障がい	7	5	3	2	2	3	-	2	1
	重度障害者等包括支援	計	26	10	8	6	6	13	-	5	4
		身体障がい	18	7	4	4	4	9	-	4	1
		精神障がい	7	3	4	2	2	4	-	1	2
		障がい児	1	-	-	-	-	-	-	-	1
生活介護	計	58	20	13	13	19	15	4	11	5	
	身体障がい	28	9	7	6	5	10	-	6	2	
	知的障がい	11	2	1	1	7	-	3	1	-	
	精神障がい	11	5	4	3	3	4	1	3	2	
障がい児	計	8	4	1	3	4	1	-	1	1	
	計	37	17	7	13	11	8	1	5	4	
	身体障がい	16	7	3	4	4	4	-	3	1	
	知的障がい	3	-	-	1	1	-	-	1	-	
自立訓練	精神障がい	11	7	4	2	4	4	1	1	3	
	障がい児	7	3	-	6	2	-	-	-	-	
	計	35	11	5	16	11	5	1	5	4	
	身体障がい	11	4	1	2	1	3	1	3	2	
就労移行支援	知的障がい	2	-	-	1	1	-	-	1	-	
	精神障がい	13	5	4	6	5	2	-	1	2	
	障がい児	9	2	-	7	4	-	-	-	-	

区分		N	希望する日時に利用でき るようにしてほしい	サービスマン(日数・時間) を増やしてほしい	近くに事業所がほしい	事業所の数を増やして ほしい	利用者負担を少なくし てほしい	授産賃金(工賃)を多く してほしい	職員の対応を良くして ほしい	その他	
障害福祉サービス	就労継続支援A型	計	41	12	5	18	16	6	10	5	3
		身体障がい	10	4	1	-	2	4	1	3	2
		知的障がい	1	-	-	1	1	-	-	-	-
		精神障がい	16	6	3	8	6	2	5	2	1
	就労継続支援B型	障がい児	14	2	1	9	7	-	4	-	-
		計	34	10	5	11	16	5	9	3	5
		身体障がい	10	4	1	1	3	3	-	2	2
		知的障がい	3	-	-	1	1	-	2	-	1
	療養介護	精神障がい	9	5	3	2	4	2	2	1	2
		障がい児	12	1	1	7	8	-	5	-	-
		計	23	11	8	5	5	14	-	6	4
		身体障がい	14	7	4	3	3	9	-	5	1
	短期入所	精神障がい	8	4	4	2	2	5	-	1	2
		障がい児	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		計	75	44	16	30	21	24	-	6	4
		身体障がい	35	25	9	7	6	16	-	5	1
	放課後等デイサービス	知的障がい	16	8	1	11	8	3	-	-	-
		精神障がい	9	5	5	2	2	5	-	1	2
		障がい児	15	6	1	10	5	-	-	-	1
		障がい児	31	14	14	6	11	10	-	1	4
施設入所支援	計	42	21	11	16	12	16	-	5	3	
	身体障がい	23	15	7	5	5	11	-	3	1	
	知的障がい	4	1	-	3	2	-	-	-	-	
	精神障がい	9	4	4	2	2	5	-	2	2	
共同生活援助	障がい児	6	1	-	6	3	-	-	-	-	
	計	46	8	6	24	17	12	-	6	4	
	身体障がい	13	3	3	2	2	5	-	4	1	
	知的障がい	12	2	-	8	7	2	-	-	-	
地域支援事業	精神障がい	8	2	2	3	3	4	-	1	2	
	障がい児	13	1	1	11	5	1	-	1	1	
	計	51	34	16	7	10	11	-	5	5	
	身体障がい	18	11	6	-	1	6	-	1	2	
移動支援事業	知的障がい	10	6	2	2	4	-	-	1	-	
	精神障がい	10	6	5	2	1	4	-	2	2	
	障がい児	13	11	3	3	4	1	-	1	1	
	計	37	21	16	12	10	12	1	3	3	
日中一時支援事業	身体障がい	15	8	7	2	3	6	-	2	1	
	知的障がい	4	2	-	4	1	1	-	-	-	
	精神障がい	9	7	5	2	1	4	-	1	2	
	障がい児	9	4	4	4	5	1	1	-	-	
日常生活用具給付等事業	計	35	8	8	4	4	22	1	4	4	
	身体障がい	24	6	4	2	3	16	1	3	2	
	知的障がい	1	-	-	-	-	1	-	-	-	
	精神障がい	8	2	3	2	1	4	-	1	2	
障がい児	障がい児	2	-	1	-	-	1	-	-	-	

区 分		N	希望する日時に利用できるようにしてほしい	サービスを量(日数・時間)を増やしてほしい	近くに事業所がほしい	事業所の数を増やしてほしい	利用者負担を少なくしてほしい	授産賃金(工賃)を多くしてほしい	職員の対応を良くしてほしい	その他	
地域支援事業	コミュニケーション支援事業	計	23	10	7	5	8	6	-	6	5
		身体障がい	15	7	4	4	5	4	-	5	2
		精神障がい	7	3	3	1	3	2	-	1	2
		障がい児	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域活動支援センター	計	34	14	9	12	10	9	-	3	4
		身体障がい	14	4	4	1	4	5	-	2	2
		知的障がい	2	1	-	2	2	-	-	-	-
		精神障がい	11	6	4	5	1	3	-	1	2
	訪問入浴サービス	計	25	15	7	2	3	13	-	5	3
		身体障がい	16	9	4	1	2	9	-	4	1
		精神障がい	8	5	3	1	1	3	-	1	2
		障がい児	1	1	-	-	-	1	-	-	-
	相談支援事業	計	51	27	13	10	7	9	-	12	12
		身体障がい	25	13	3	6	4	6	-	10	4
		知的障がい	3	2	-	-	-	-	-	-	1
		精神障がい	17	9	7	3	2	3	-	2	6
	障がい児	6	3	3	1	1	-	-	-	1	

(注) 障がいの種類不明分を除く。

(4) 教育・子育て支援（障がい児）

① 通園・通学の状況

障がいのある児童の通園・通学等の状況は図表17のとおりです。

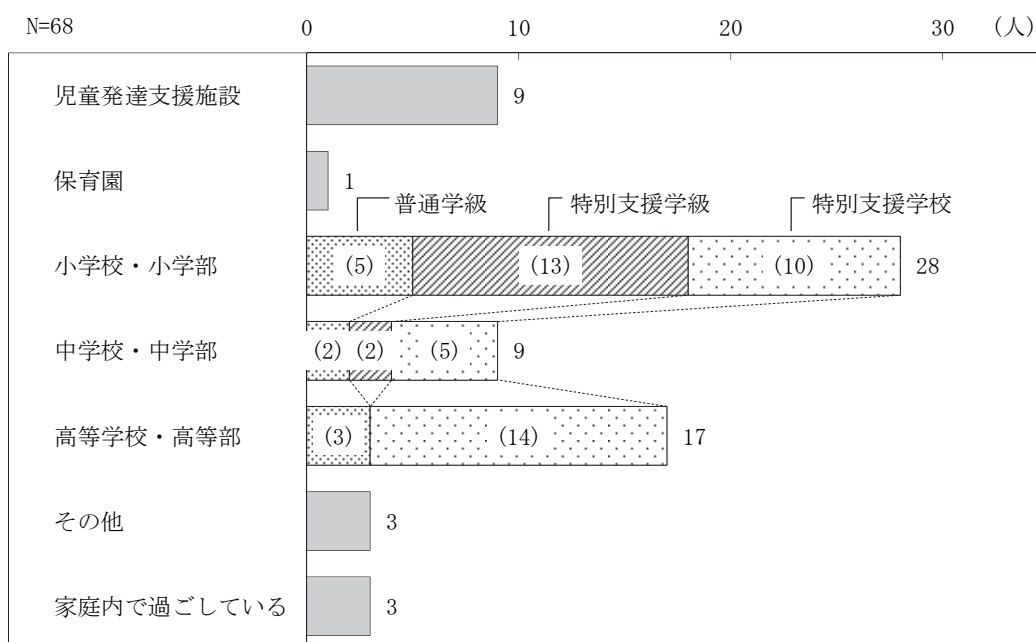
就学前児童の通園先は、「児童発達支援施設」が9人、「保育園」が1人となっています（「その他」が1人、「家庭内で過ごしている」が2人あります）。

小学校・小学部の内訳をみると、「普通学級」が5人、「特別支援学級」が13人、「特別支援学校」が10人となっています。

中学校・中等部は、「普通学級」が2人、「特別支援学級」が2人、「特別支援学校」が5人となっています。

高等学校・高等部は、「普通学級」が3人で、そのほかの14人は「特別支援学校」となっています。

図表17 通園・通学の状況（複数回答）



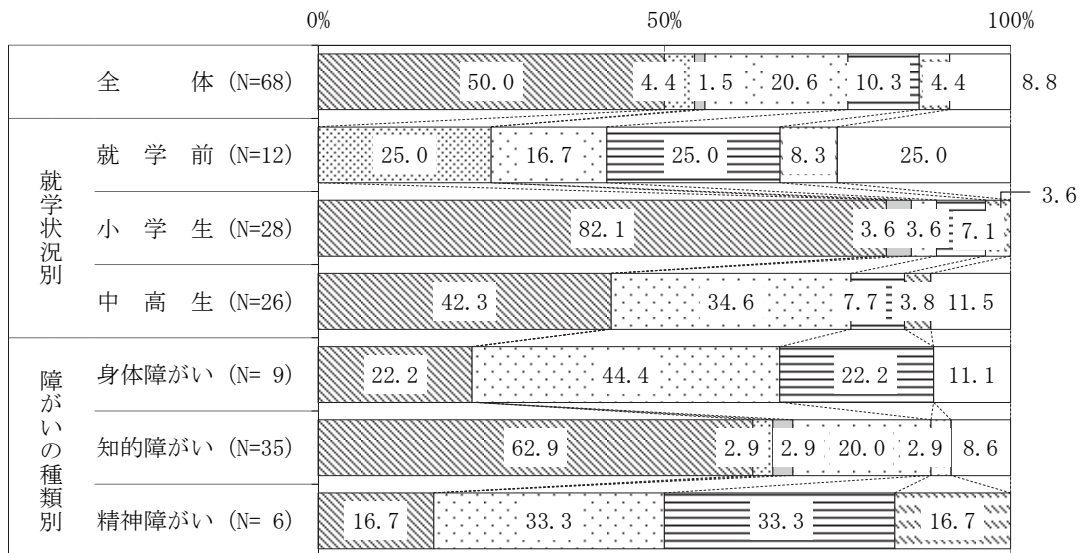
(注)「幼稚園に通っている」という選択肢が用意されていたが、該当はなかった。

② 放課後等デイサービス

放課後や休業日に児童をあずかる放課後等デイサービスについては、「放課後等デイサービスに通っている。または、通っていた」が50.0%、「希望しない。または、希望しなかった」が20.6%などとなっています。

就学状況別にみると、就学前児童は「小学校・小学部へ入学したら利用したい」と「放課後等デイサービスを知らない」がそれぞれ25.0%（3人）となっています。小学生は「放課後等デイサービスに通っている。または、通っていた」が82.1%を占めています。中高生は「放課後等デイサービスに通っている。または通っていた」（42.3%）が最も高いものの、「希望しない。または、希望しなかった」も34.6%あります。

図表18 放課後等デイサービス

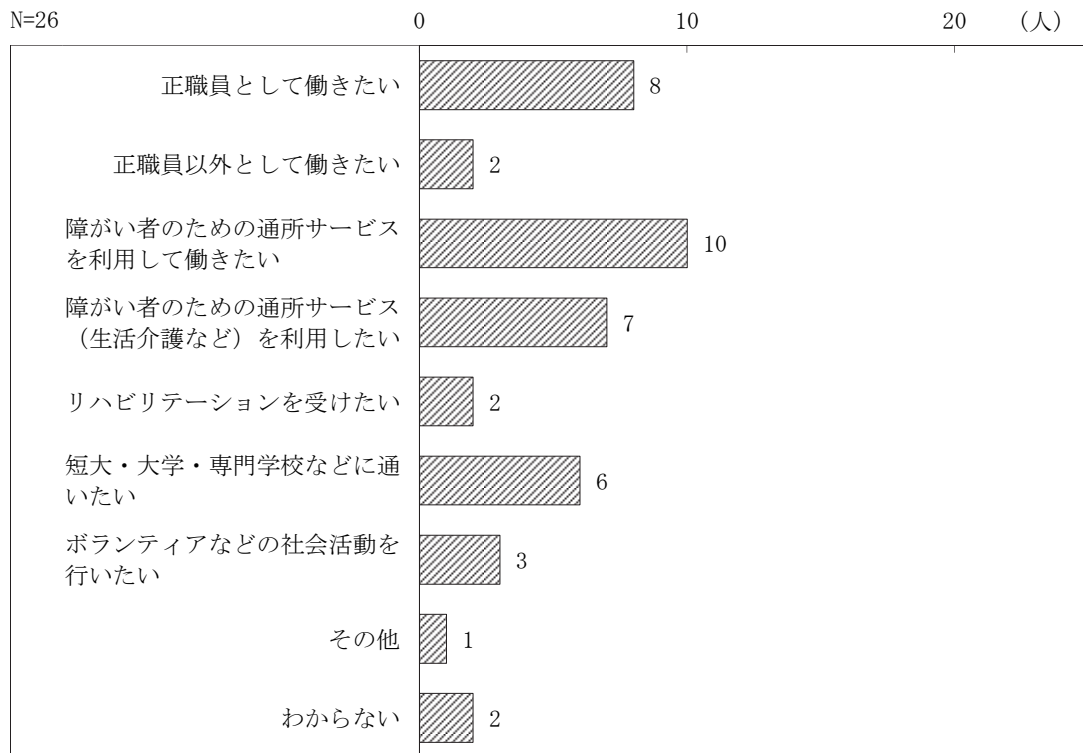


- 放課後等デイサービスに通っている。または、通っていた
- 小学校・小学部へ入学したら利用したい
- 希望しているが、利用できていない
- 希望しない。または、希望しなかった
- 放課後等デイサービスを知らない
- その他
- 無回答

③ 卒業後の進路

中学校・中等部、高等学校・高等部に通学している人に、「高等学校・高等部を卒業してから、日中をどのように過ごしたいとお考えですか」とたずねたところ、「障がい者のための通所サービスを利用して働きたい」が10人と最も多く、次いで「正職員として働きたい」が8人、「障がい者のための通所サービス（生活介護など）を利用したい」が7人、「短大・大学・専門学校などに通いたい」が6人などとなっています。

図表19 卒業後の進路（複数回答）



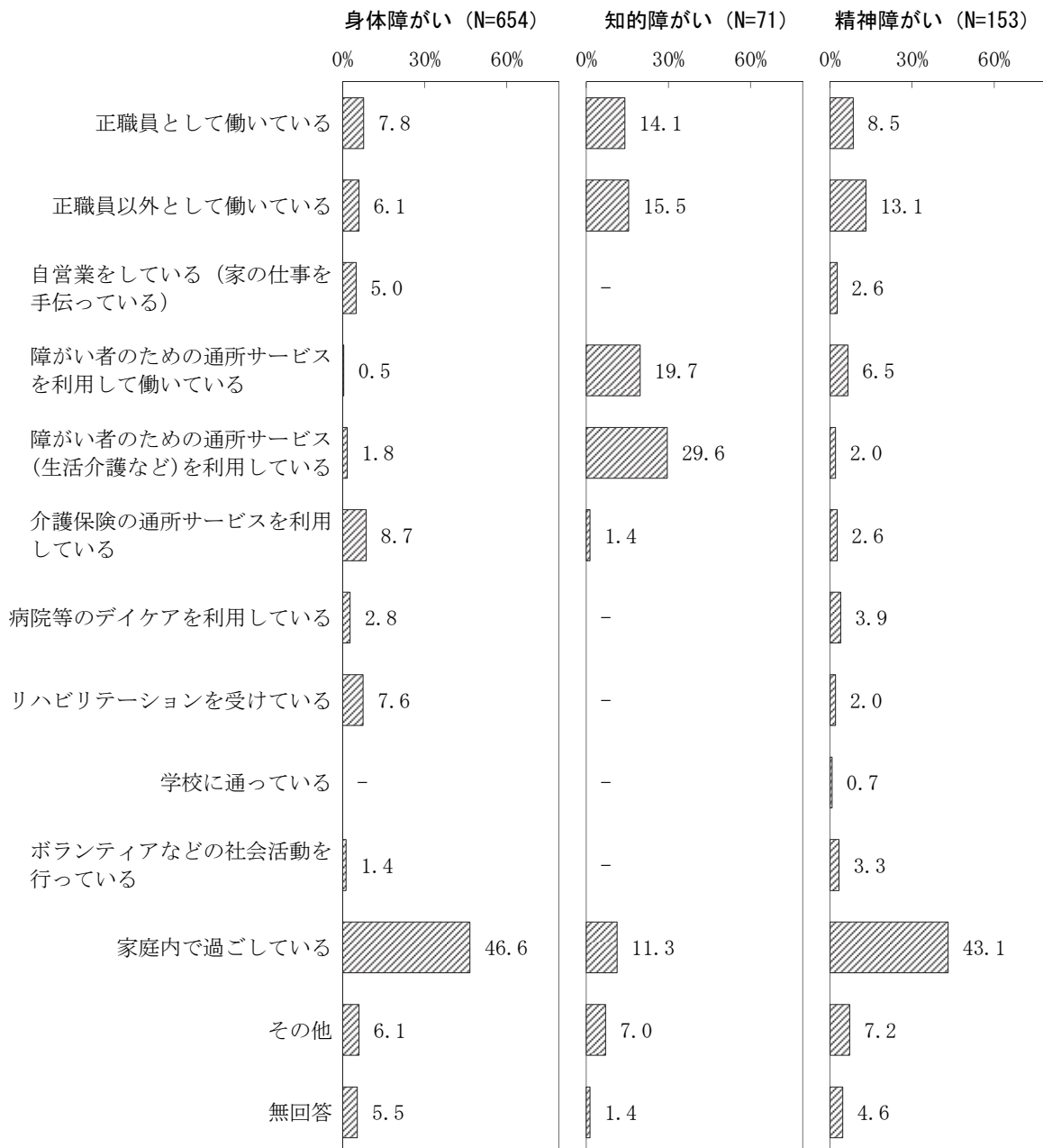
(注) 「自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）」「病院等のデイケアを利用したい」「職業訓練校に通いたい」「家庭内で過ごしたい」という選択肢が用意されていたが、該当はいなかった。

(5) 日中の過ごし方

① 現在の日中の過ごし方

現在、おもに日中をどのように過ごしているかをたずねたところ、身体障がい者は高齢者が多いこともあり「家庭内で過ごしている」が46.6%を占めています。知的障がい者は、「障がい者のための通所サービス（生活介護など）を利用している」（29.6%）が最も高く、「障がい者のための通所サービスを利用して働いている」（19.7%）、「正職員以外として働いている」（15.5%）、「正職員として働いている」（14.1%）も10%を超えています。精神障がい者は、「家庭内で過ごしている」が43.1%を占め、次いで「正職員以外として働いている」（13.1%）などの順となっています。

図表20 現在の日中の過ごし方（障がい者）

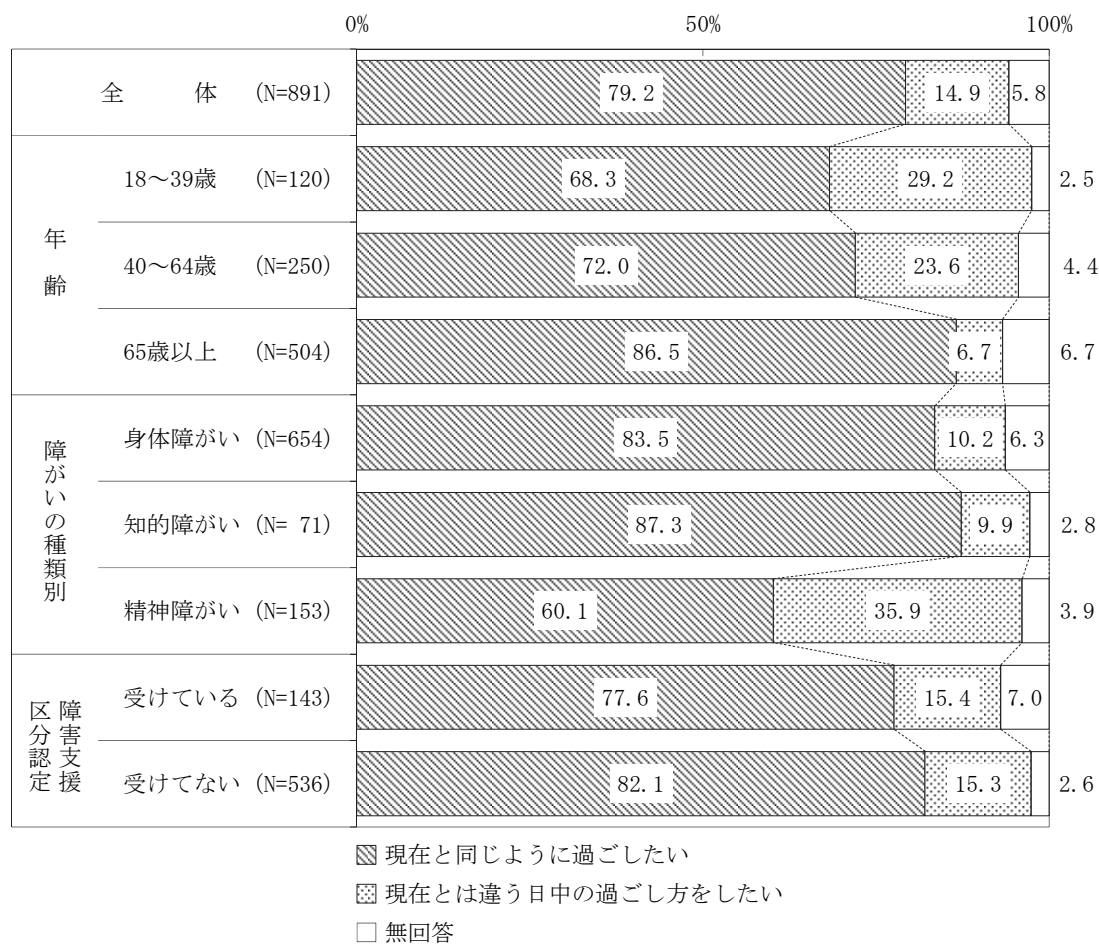


② 今後の日中の過ごし方

今後、日中はどのように過ごしたいかをたずねたところ、「現在と同じように暮らしたい」が79.2%、「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」が14.9%となっています。

「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えたのは、年齢別では若年齢層ほど高く、障がいの種類別では精神障がい者が35.9%と高くなっています。

図表21 今後の日中の過ごし方（現在とは違う過ごし方をしたいか）



図表22は、「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えた人の、現在と今後をみたものです。現在の「家庭内で過ごしている」が大幅に減少し、今後の「正職員として働きたい」「正職員以外として働きたい」などが増加しています。

図表22 今後の日中の過ごし方（現在とは違う日中の過ごし方をしたい人）

単位：人

区 分		合計
正職員として働いている	現在	7
正職員として働きたい	今後	36
正職員以外として働いている	現在	16
正職員以外として働きたい	今後	32
自営業をしている（家の仕事を手伝っている）	現在	2
自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）	今後	8
障がい者のための通所サービスを利用して働いている	現在	6
障がい者のための通所サービスを利用して働きたい	今後	14
障がい者のための通所サービス（生活介護など）を利用している	現在	2
障がい者のための通所サービス（生活介護など）を利用したい	今後	13
介護保険の通所サービスを利用している	現在	7
介護保険の通所サービスを利用したい	今後	9
病院等のデイケアを利用している	現在	8
病院等のデイケアを利用したい	今後	13
リハビリテーションを受けている	現在	7
リハビリテーションを受けたい	今後	16
学校に通っている	現在	-
学校に通いたい	今後	7
ボランティアなどの社会活動を行っている	現在	2
ボランティアなどの社会活動を行いたい	今後	10
その他	現在	15
その他	今後	10
家庭内で過ごしている	現在	61
家庭内で過ごしたい	今後	22
わからない	今後	14

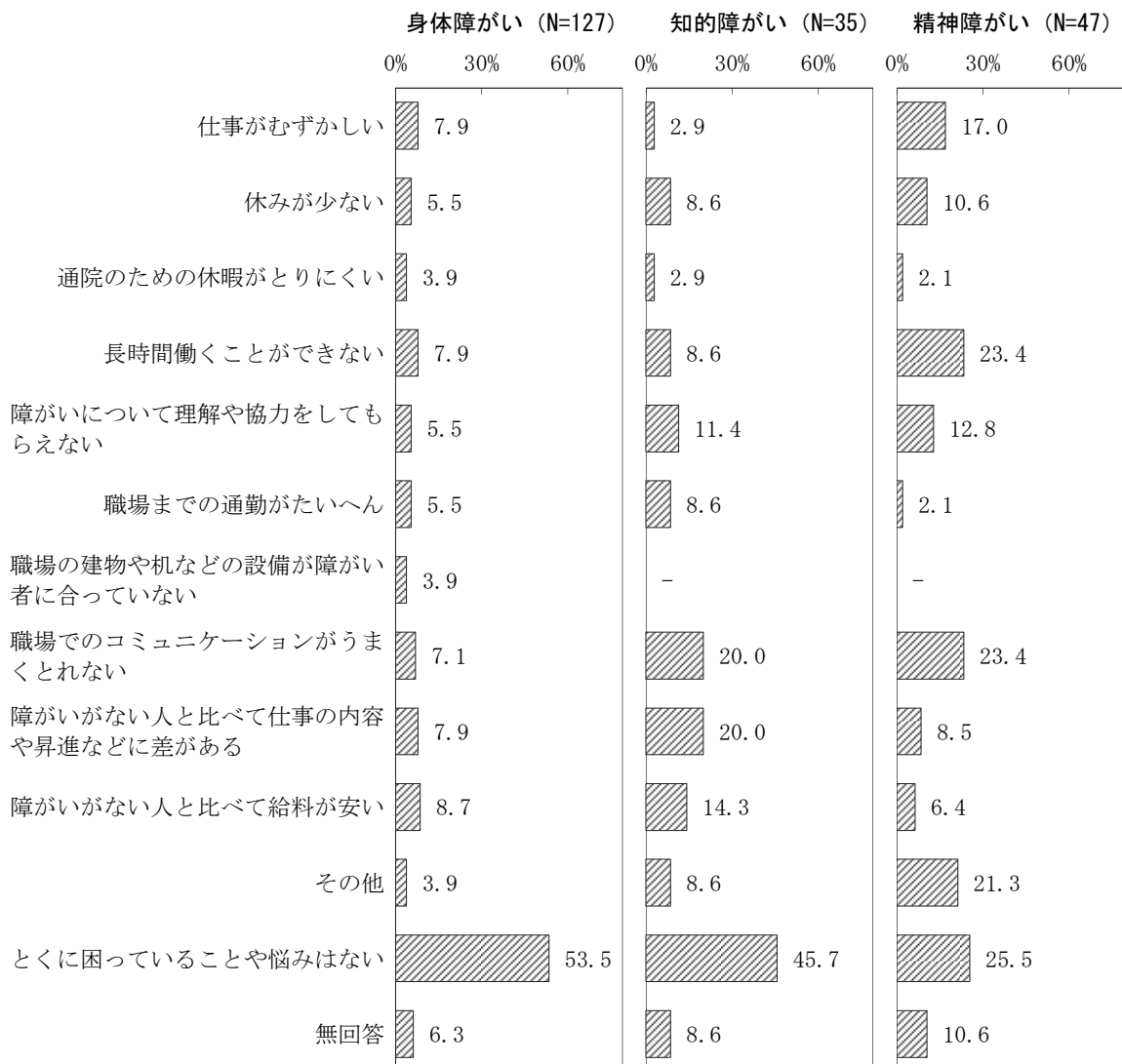
(6) 就 労

① 仕事のことで悩んでいることや困っていること

現在働いている人に、仕事のことで悩んでいることや困っていることがあるかをたずねたところ、全般的に精神障がい者の率が高くなっており、結果として「とくに困っていることや悩みはない」は、身体障がい者や知的障がい者が高くなっています。

困っていることとしては、知的障がい者では、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障がいがない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある」の2項目が20.0%と高く、「障がいについて理解や協力をしてもらえない」「障がいがない人と比べて給料が少ない」も10%を上回っています。精神障がい者では、「長時間働くことができない」「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」の2項目が23.4%と高く、「仕事がむずかしい」「休みが少ない」「障がいについて理解や協力をしてもらえない」も10%を上回っています。

図表23 仕事のことで悩んでいることや困っていること（複数回答）



(7) アンケートに寄せられた自由意見

アンケートに寄せられた自由意見の主な内容は以下のとおりです。

①障がい者理解	<ul style="list-style-type: none">・障がいについての理解が広がってほしい。
②福祉全般	<ul style="list-style-type: none">・身近な支援者がいなくなった後のことが心配。・介護者に対しても支援がほしい。・障害年金が少ない。・障がい者用のステッカーを適正に利用してほしい。
③障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none">・希望した時に、いつでもサービスが利用できるようにしてほしい。・利用料金を安くしてほしい。・グループホームを整備してほしい。
④就労	<ul style="list-style-type: none">・町内の就労場所を増やしてほしい。・ジョブコーチに支援してもらいたい。
⑤教育	<ul style="list-style-type: none">・放課後や長期休暇に預かってくれる場を増やしてほしい。
⑥まちづくり	<ul style="list-style-type: none">・駅や道路など、障がい者の立場にたったまちづくりをしてほしい。
⑦医療	<ul style="list-style-type: none">・医療費が高い。・病院が近くにほしい。・通院時に支援してほしい。
⑧仲間づくり	<ul style="list-style-type: none">・同じ病気のある人との交流の機会を設けてほしい。
⑨相談	<ul style="list-style-type: none">・親身になって対応してほしい。・時間に関係なく相談したい。